

鶴岡市総合計画審議会 農林水産専門委員会

平成25年7月22日
午後 6時00分～
東庁舎 第6会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 委員長を選出
- 6 委員長職務代理者の指名
- 7 説 明
(1)鶴岡市総合計画基本計画の中間見直しの進め方について
- 8 報 告
(1)総合計画審議会での意見について
- 9 協 議
(1)鶴岡市の農林水産分野の現状と課題について

(2)その他
- 10 閉 会

鶴岡市総合計画基本計画 評価調書

第4章（農林水産分野）

章	4	節	1	持続的に発展する農業の振興
細節	(1)	農業の担い手の安定的な育成・確保		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>平成 23 年 10 月に策定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」では日本農業を支える人材の確保に向けた青年新規就農の倍増や平地で 20～30ha、中山間地域で 10～20ha の規模の経営体が大宗を占める構造を目指すとし、平成 25 年 1 月に設置された「攻めの農林水産業推進本部」の目標として、担い手への農地集積や耕作放棄地の解消を加速化し、法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業等の多様な担い手による農地のフル活用を目指すとされている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>農産物価格の低迷、生産資材の高騰等の影響により農業を巡る情勢は依然厳しく、また、農業従事者の高齢化も加速していることから、農業経営の安定や所得確保などを鑑みて担い手・後継者育成が喫緊の課題となっている。そのような中、地域農業を支える認定農業者数は平成 25 年 3 月末現在で 1,566 経営体（法人は除く）を数え、うち 50 歳代が 38.4%、60 歳代以上が 41.5%となっている。</p> <p>新規就農者については、山形県が実施する新規就農者動向調査によると、平成 18 年を除いては毎年 14 名から 19 名で推移しているものの、近年の食や農業に対する関心の高まりから平成 20 年度以降の 5 ヶ年の平均を見ると 17.2 名となっている。</p> <p>平成 24 年度から、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」の作成に取り組んでいる。</p>				
<p>【3 主な施策】</p> <p>(主な取組み)</p> <p>意欲ある認定農業者及び先進的な取組みを進める農業者を安定的に育成、確保します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>認定農業者に対しては、農業経営改善計画の実現を促進するため、農用地利用集積、機械・施設等の整備支援及び水田・畑作経営所得安定対策への加入推進、研修等の支援、複式簿記の記帳、青色申告の推進、経営診断・経営相談による経営力向上を図ってきた。また、再認定の促進や新たな認定農業者の育成・確保に向け、専門職員を 2 名配置し、指導・支援の充実を図った。その結果として、平成 24 年度は再申請が 178 件、新規申請が 52 件、計 230 件の申請があり、認定農業者の育成・確保を図った。</p> <p>① 認定農業者の経営改善・安定化を促進するため、各地域の農用地利用調整委員会を活用し、高齢・離農農家の農地を認定農業者等の担い手に利用集積を進め、経営面積の規模拡大に貢献しているが、面的集積による生産性の一層の向上が求められている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>農業経営改善指導マネージャーが経営改善計画の再申請に向けて指導を徹底するとともに、現時点で認定農業者が少ない地域・集落も含め、新たな認定農業者の育成・確保に向けた支援・指導を促進する。</p> <p>経営改善を図るための経営診断・複式簿記等の研修に対する支援、農地の面的利用集積や機械施設等の整備・農業機械の整理合理化の支援、水田・畑作経営所得安定対策への加入促進など、ソフト・ハード両面にわたり重点的な支援を行う。</p>				

(主な取組み)

次代を担う農業後継者とUターンやIターンなどによる新規就農者を育成します。

(上記に対する評価)

新規就農者の就農相談窓口を関係機関等と連携して設置し、ここ最近では、Uターンや新規参入など農外からの新規就農希望の相談者が増えている。しかし、農外から新規に就農するためには、農地の確保や機械施設等の整備、生産技術の修得や資金の確保等の課題が多い状況にある。また、雇用情勢が厳しいものの農業所得の伸び悩みが続いていることから、新規学卒者や兼業農家又は担い手農家の後継者を農業に取り込めない状況にある。

平成24年度から始まった青年就農給付金制度や、国及び県による新規就農者への支援策として、機械・施設等の設備投資に対する支援事業の「経営体育成支援事業（新規就農者補助事業）」、「新規就農定着サポート事業」等の事業の活用を図り新規就農者の掘り起こし、育成に努めている。

②

(今後の方向性)

潜在する新規就農者や農業後継者を特定し、意欲はあるものの経営リスクの高い就農者に対しては国の青年就農給付金事業を活用して支援する。

新規就農者・農業後継者が意欲的に農業へ取り組める環境づくりを推進するために、新規就農者の経営の効果的な支援制度を検討する。

認定農業者と農業後継者組織とのつながりを強化し、地域又は県内にある農業高校や農業大学校及び山形大学農学部と連携して、地域農業者の協力のもと短期の農業研修を実施する。

既存制度を活用した農地の取得・借入及び機械・施設等の導入に対する支援も継続して行う。

新規就農者・農業後継者（Uターン含む）の育成・確保に取り組むとともに、こうした若手農業者のネットワークづくりを促進する。

(主な取組み)

県や農協など関係機関との連携体制を強化し、山形大学農学部や専門家の指導を得て、住民の自主的な参画と合意のもとに、集落営農組織などの幅広い担い手の育成、確保を促進します。

(上記に対する評価)

集落営農の推進については、普及啓蒙に努め、農業者との話し合い活動を重ねながら、合意形成を進めるとともに、地域の特性・実情を踏まえた集落営農の組織化を推進してきた。特に、中山間地域の集落については、山大農学部やJAと連携しながら話し合いを重ね、組織化に向けて課題等の整理を行ってきたが実現には至っていない。その他組織化に至らない集落においても、稲作作業各体系における共同組織による運営など、既に集落営農同様の取組みを行っている事例もあり、集落の実態に合わせた集落営農を進める必要がある。また、既存の集落営農組織については、経営改善、法人化に向けた研修等を実施している。集落営農の発展に必要な機械・施設等の導入に対しては平成24年度まで複数の集落営農組織が国等の補助事業を活用しているが、組織の法人化に対する理解醸成・気運はまだ不十分な状況である。

(今後の方向性)

集落営農の組織化・経営の改善を図るために必要な機械・施設等の導入に対する支援を行う。また、既存組織の経営の改善・向上を図るため経営診断等を実施するとともに、法人化や6次産業化を見据えた意識改革と生産体制の向上を促進する。

山形大学農学部と連携し、中山間地域における集落営農の組織化や地域住民の自立的活動を支援する取組みを拡充・促進するとともに、その中で役割が大きい人材（リーダー、青年就農者）の育成を行う。

中山間直接支払交付金や農地・水保全管理支払等関連事業と連携し、地域の特性を活かした推進体制の構築を目指す。

土地利用型農業における農地集積と新規就農者の増加を促すために国が平成24年から新しくスタートさせた「人・農地プラン」の集落カバー率は80.8%となっているが、全地区作成に向け取り組む。

【4 主な課題】

認定農業者の高齢化も進んでいる状況にあり、5年後・10年後も見据え、農業後継者等の育成や地域農業のあり方も今後検討していかなければならない。

新規就農者については、幾分増加傾向にあるが、朝日・温海地域は他地域に比べ少なく、地域間の格差が拡大している状況にある。新規学卒者やUターン者等が農業に魅力と生き甲斐を持って就農し、地域農業の担い手になれるような仕組みづくりが必要である。

国の施策の変更により、青年就農給付金、農地集積協力金、経営体育成交付金といった事業が、「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体でなければ該当にならなくなっているため、プラン未作成の地区の作成を急ぐ必要がある。

章	4	節	1	持続的に発展する農業の振興
細節	(2)	地域の特性を生かした産地づくりと多角化		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>政府・自民党は、参院選公約に盛り込む「農業・農村所得倍増目標10カ年戦略」を決め、今後10年間で担い手利用面積が全農地面積の8割となる効率的営農体制を創り、再生利用可能な耕作放棄地のフル活用を図ると共に、農地の大区画化、汎用化、畑地かんがい等を加速化して、農業の生産性の向上、高付加価値化を図ることを基本政策に掲げた。</p> <p>さらに、米に特化した戸別所得補償制度を見直し、国土保全や水源涵養、集落機能など、農業・農村が果たしている多面的機能を維持することに対して、直接支払いを行うための法制化を進めることとしている。</p> <p>一方山形県では、平成21年11月に「農林水産業元気再生戦略」を策定し、平成24年度までに生産から加工、流通・販売までの各分野の農林水産業を起点とする産出額を3,000億円に拡大する共通目標を設定し、各種施策を進めてきたが、平成25年3月に「新農林水産業元気再生戦略」を策定し、これまでの成果を活かしつつ、さらに高い位置を目指して、産出額の増加を生産者の所得向上につなげるよう施策を展開することとしている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>平成23年に策定した「つるおかアグリプラン」では、30年度を目標として、集積率80%、耕作放棄率2.5%の目標数値を設定した。24年度の実績は、集積率65.5%となっている。</p> <p>主食用水稲のうち、有機・特裁の作付面積は圃場全体の約31%(H24)であるが、その多くはJA系統出荷となっているが、有利販売に結びついていない状況である。</p> <p>また、中山間地域の遊休農地対策として奨励した加工用米、飼料用米の作付けは、H24の実績でそれぞれ0.6ha、1.6haと進んでいないのが現状であり、対応の再検討が必要である。</p> <p>土地利用型作物では、大豆がH19全市で約1,140haであったものが、飼料用米や加工用米への転換がされ、H24には996haと減少している。そばは、H19全市で226haであったものが、経営所得安定対策において手厚い助成を行ったことから、H24において420haと増加しているが、収量の低いのが課題である。</p>				

【3 主な施策】	
①	<p>(主な取組み)</p> <p>新品種や有機栽培米、特別栽培米など消費者ニーズ、市場ニーズに応じた高品質良食味の需要に応じた売れる米づくりの生産を振興するとともに販路の拡大を図ります。あわせて、米の消費拡大を図るために米粉の利用を進めます。</p>
	<p>(上記に対する評価)</p> <p>米の消費量が年々減少する中で共同乾燥調製施設の改修等に支援を行い、併せて栽培技術を研鑽する取組みを支援し、低コスト生産、良食味米生産を推進した。平成 22 年度から有機・特別栽培による「つや姫」の販売が始まり、特別栽培米など需要に応じた米づくりを更に進める必要がある。</p> <p>また、これまでモデル組織を設定して市場ニーズの調査やバイヤーとの意見交換などを複数回行い、産地指定による取引を目指してきたが、ロットや知名度の点などから、産地指定による取引には至っていない。</p> <p>米粉の利用に関しては、食育・地産地消推進協議会で米粉料理教室の開催や、米粉を使った製パン機械の貸出などを行っており、参加者や利用者からは好評である。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>有機、特別栽培等の安心感のある米づくりを進めるとともに、栽培技術を研鑽する取組みへの支援により生産者の栽培技術の向上を図り、高品質・良食味の鶴岡産米の生産振興を図る。</p> <p>また、本格的な取引の少ない関西方面への販路拡大に向けた取組みを継続していく。</p> <p>米粉については、一時のブームは終息しつつあるが、米の消費拡大という観点からこれまでどおり米粉を利用した事業を継続する。</p>
②	<p>(主な取組み)</p> <p>豊富な在来作物の種子の維持・保存を図るとともに、在来作物の持つ個性を生かした生産、加工、販売を進めます。</p>
	<p>(上記に対する評価)</p> <p>生産環境の整備について支援を行い、在来作物の品質と種子生産の安定化が図られた。</p> <p>また、マスメディアを活用した PR を実施し、知名度と生産意欲の向上が図られた。しかし、少人数による生産が多く、補助事業の活用に至らない品目が多いことが課題となっている。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>事業の活用による生産体制の維持と生産拡大を図るとともに、生産量を確保することで、加工、販売につなげる。</p>

	<p>(主な取組み)</p> <p>米づくりの中核施設である共同乾燥調製（貯蔵）施設の計画的かつ効果的な整備や再編を進めます。</p>
③	<p>(上記に対する評価)</p> <p>平成 20 年度～平成 22 年度の県のリニューアル事業を活用し、改修整備をした施設はあるものの、現在その事業はなく、共同乾燥調製（貯蔵）施設の老朽化が進んでいる。米の消費量も減少しており、米の生産調整も年々進んで施設の利用率も上がらないことから、計画的な整備が進んでいない状況にある。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>平成 25 年 1 月以降、共同乾燥調整施設の高度化及び再編利用に関する農水省の通達により、同種かつ同能力のものを再度整備するものについては、再編利用計画を策定することにより補助対象となったことから、関係機関や施設の所有者と連携して既存施設の有効利用と今後の施設の整備について併せて検討し、施設の効率的な利用や計画的な施設整備・再編を進めていく。</p>
④	<p>(主な取組み)</p> <p>優良農地の確保、農地の面的集積の促進及び高性能農業用機械や施設の効率的な利用を促進し、生産性と収益性を高めます。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>市が策定する「人・農地プラン」に基づいて、国の規模拡大加算や農地集積協力金を活用しながら面的集積を進めているが、担い手の高齢化が課題となっている。</p> <p>また、国の経営体育成支援事業等を活用しながら、高性能農業用機械や施設の効率的な利用を促進している。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>現在 80.8%の集落をカバーしている「人・農地プラン」を、今年度中に 100%を目指して策定し、その後必要に応じて修正を加え、国の交付金を活用しながら取り組んでいく。</p> <p>また、補助事業の周知を徹底しながら、引き続き効果的な利用を促進する。</p>
⑤	<p>(主な取組み)</p> <p>中山間地域などにおいて、遊休農地の解消や土地の有効利用の促進を図るため、加工用米や飼料用米の導入、拡大を進めます。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>加工用米、飼料用米については、作付けが進んでいない状況である。H19 年産から H24 年産において、これらを含んだ水稻の作付けが朝日地域では約 2.5%(14ha) 増となっているが、温海地域においては、10%(40ha) 減となっており、水稻による農地の遊休化防止の明暗が分かれている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>農業者個々の作付けには限界があることから、集落営農や転作作物の生産組合等の育成を図り、農地の保全を図っていく。</p>

	<p>(主な取組み)</p> <p>転作田等における土地利用型作物については、平野部における大豆や麦、中山間地域におけるそばなど地域の状況に適した生産を振興します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>地域の状況に適した土地利用型作物の作付を推進したものの、農業者戸別所得補償制度の影響を受けて作付面積が大きく変動した。</p> <p>⑥ 大豆については、団地化、輪作を取り入れ高収量を得ている農業者がいる一方で、連作障害等により低収量となっている農業者が見受けられる。そばについては、H19年からの5年間で194ha増の420haとなっているが、収量が低い状況である。その外、生産量の増加により価格が暴落した品目もあり、需要に応じた安定かつ高品質な農産物の生産を見据えながら地域の状況に適した生産を振興していく必要がある。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>関係機関と連携して需要動向を的確に把握するとともに、土地利用型作物の高品質・高収量生産を目指した団地化、輪作、排水対策等を推進して、安定した生産に向けた取組みを強化する。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>米をはじめ、園芸作物、畜産、菌茸、農産加工品の高品質かつ安定的な生産を図るための生産技術の向上と地域特性を生かした畑作と園芸作物などの生産振興による産地化、ブランド化の促進及び新たな地域特産物の開発を進めます。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>⑦ 米の栽培技術の研鑽に係る事業に支援し、低コスト生産、良食味米生産を推進するとともに、園芸作物においては、特産物の産地形成や生産振興及び青果物価格の安定対策への支援などにより、高収益が期待される園芸特産物の産地づくりを推進した。また種苗助成や在来作物振興事業により新たな地域特産物への支援をしてきたが、定着までには至っていない。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>引き続き上記の支援を継続し、生産技術の向上と産地化、ブランド化を促進する。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>小規模農家、女性や高齢者などによる産直販売や農産加工の取組みを積極的に推進、支援するとともに、地元農産物の販路の拡大により地産地消を進めます。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>⑧ 先導的農業組織等育成事業や6次産業化研修会等の開催を通し、小規模な6次産業化の取組みを支援してきたが、農家にとって販売については不得意分野であることから、特に出口対策の取組み強化が必要である。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>地元消費に有効な産直施設の機能強化や、小規模農家などが6次産業化に取り組みやすい環境整備に向け、引き続き支援を継続する。</p>
<p>【4 主な課題】</p> <p>平成26年度から経営所得安定対策が見直される予定であり、対策の情報収集、農業者へ適切に情報提供を行う必要がある。また、高齢化に伴う農業者の減少により、作物生産、農地保全が困難になりつつあることから、集落営農や転作作物生産組合等の育成を図る必要がある。</p> <p>水稲農家の多くが安定的に良食味高品質米を生産しているものの、販路拡大の期待がかかる関西方面においては知名度で劣ることから、地道に売り込み活動を継続する必要がある。</p>	

章	4	節	1	持続的に発展する農業の振興
細節	(3)	環境保全型農業の推進		

【1 社会情勢】

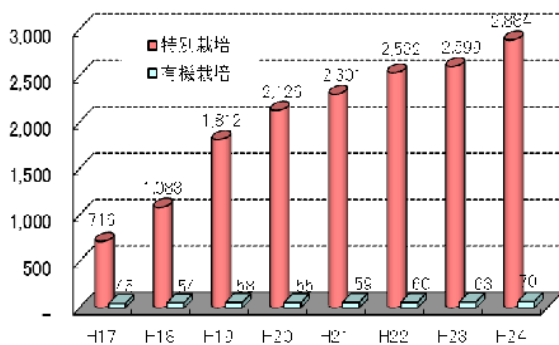
販売農家数の大幅な減少と高齢化の進展、有機農産物に対する高いニーズ、安全・安心への関心は高いが、農産物価格は全般に低下傾向で推移している。一方で、地球温暖化の進展、生物多様性保全への関心の高まりがみられる。

平成18年12月に「有機農業の推進に関する法律」(通称「有機農業推進法」)が施行され、国は平成19年4月に「有機農業の推進に関する基本方針」を策定している。

本県では、自然環境への負荷低減に対する農業からの将来にわたる貢献の継続展開、消費者からの信頼や消費者と生産者の共感を高め、環境負荷の低減に貢献するおいしく安心なやまがたブランドの形成を図るため、平成22年12月に「全県エコエリアやまがた農業推進プラン」を策定し、販売農家に占める環境保全型農業に取り組む農家数の割合を平成31年度には75%とすることを目標にしている。また平成21年3月には「山形県有機農業推進計画」を策定し、有機農業の拡大を推進している。

【2 本市の現状】

- ・特別栽培米は、近年大幅に増加し、ここ数年は緩やかに伸びている。有機栽培米は、ほぼ横ばいであるが着実に伸びている。
- ・市の認定認証事業は、全体では増加している一方で、独自基準であるⅠ型・Ⅱ型の割合は伸びていない状況にある。
- ・本市におけるエコファーマー数は、旧農地・水対策(H19)、環境直接支援対策(H23)を契機に増加し、県下第1位である。作物別では、水稻が最も多く、次いで野菜、水稻と野菜となっている。
- ・平成20年度に鶴岡市有機農業推進協議会が設立され、有機栽培技術の開発・普及、消費者交流、食育事業を実施している。
- ・つるおかアグリプランに掲げられている環境保全型農業の基本方針を確実に実行するための具体的な行動計画として「鶴岡市環境保全型農業推進計画」を25年度の早いうちに策定することとしている。



年度	区分	H19	H20	H21	H22	H23
認定者数	有機農産物認定	3	4	6	6	6
	特別栽培農産物認証	37	47	59	46	52
	鶴岡Ⅰ型	12	11	10	11	11
	鶴岡Ⅱ型	7	6	5	6	5
認定面積	有機農産物認定	2	10	12	12	10
	特別栽培農産物認証	458	586	640	681	706
	有機農産物認定	2	10	12	12	10
水稻	特別栽培農産物認証	444	572	621	661	688
	鶴岡Ⅰ型	25	25	12	18	20
	鶴岡Ⅱ型	17	17	10	12	10
枝豆	特別栽培農産物認証	14	13	17	18	17
その他	特別栽培農産物認証	1	1	1	1	1

※四捨五入の関係上、各作物の認定面積の合計が一致しない場合がある。

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
鶴岡市	1,564	1,708	1,652	1,692	1,850	1,540
山形県	8,577	9,846	10,013	9,912	10,066	9,158

※鶴岡市主な取組み…水稻のみ 631、野菜のみ 451、水稻+野菜 248、果樹のみ 61

【3 主な施策】	
①	(主な取組み) エコファーマーの拡大、農産物の認定・認証事業の普及啓発により有機農産物及び特別栽培農産物等の栽培面積の拡大及び販路の拡大を図ります。
	(上記に対する評価) 本市におけるエコファーマー数は県下第1位となっており拡大を進めている。 特別栽培米は、近年大幅に増加し、ここ数年は緩やかに伸びている。有機栽培米は、ほぼ横ばいであるが着実に伸びており、栽培面積も着実に拡大しているが、販路の拡大が課題である。
	(今後の方向性) 市認定認証事業の維持・差別化により、有機・特裁農産物の栽培面積の拡大及び販路の拡大を図る。
②	(主な取組み) 環境保全型農業の普及拡大と経営の安定化を図るため、有機農産物や特別栽培農産物の栽培技術の体系化及び普及を図ります。
	(上記に対する評価) 研究機関や農業者組織等の努力が重ねられているが、栽培技術が十分に確立されているとはいえない。 技術導入時における経営の不安定性をカバーするため環境保全型農業直接支援対策への加入を図りつつ、気候や土壌に合わせた技術の体系化を進めることが重要である。
	(今後の方向性) 環境保全型農業の栽培技術の開発及び普及の支援に引き続き努めるとともに、環境保全型農業を進める生産体制(相談・育成体制の強化、効果的な農薬飛散防止、放棄地対策等)の整備、有機農業の取組みを核とした人と環境にやさしい農業の推進等を図る。
③	(主な取組み) 有機農産物や特別栽培農産物、園芸作物の生産の振興に不可欠な堆肥の安定供給を確保するため、全市的な耕畜連携の強化により、堆肥の生産流通システムの構築を図ります。
	(上記に対する評価) 家畜頭羽数の減少、畜産農家の高齢化や、既存の堆肥製造施設の老朽化、堆肥散布組織の育成が十分とは言えない状況にある。
	(今後の方向性) 堆肥等有機性資源の活用による土づくりの拡大・強化を進めることで、原料の供給と製品の需要のバランスが取れた体制づくりを進める。 また、堆肥散布等のコスト削減を図るとともに、収量増、品質向上などの効果を明らかにし、有機性堆肥の高付加価値化を図る。
④	(主な取組み) 省エネルギー型の農業用機械の導入や低コストかつ省エネルギー型の施設園芸を進めます。
	(上記に対する評価) 近年の原油価格の高騰に対し、補助事業による省エネ機械、施設の導入を進めた。
	(今後の方向性) 燃料効率の高い機械の導入を積極的に進め、施設園芸では石油資源依存からヒートポンプ冷暖房等の省エネ技術、太陽光、水力等の再生可能エネルギーを活用した機材への転換を図る。

	<p>(主な取組み)</p> <p>森林バイオマスを利用した施設暖房機器の利用を進めます。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>環境省事業により木質バイオマス発電実験施設を設置し、木質チップの活用と供給、廃熱利用の試験を実施した。スギ間伐材からペレットが生産されハウス園芸用に利用されることは、木質資源の有効活用が図られ、森林資源の循環が構築されることになる。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>今後とも剪定枝など木質バイオマスの再資源化について調査研究を進め、未利用資源の有効活用と木質バイオマス設備の園芸施設への導入を支援するとともに、公共施設へのペレットボイラーの導入を進める。</p>
⑤	<p>(主な取組み)</p> <p>良質な肉用牛や豚の生産拡大を図るため優良種の導入を促進するとともに、畜産農家の経営の近代化と安定化を図るため、機械や施設等の導入を促進します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>配合飼料価格の高騰などによって畜産農家の経営は低迷が続いている情勢にある中、優良な種雄牛の人工授精や繁殖雌豚・乳用雌牛の導入を促進することによって、生産される畜産物の品質維持や付加価値化に寄与した。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>更なる優良種導入の促進と品質の維持・高付加価値化により、山形牛・庄内牛・高品質庄内豚など既存の地場産ブランド品の生産を促進して畜産農家の経営安定を図る。</p>
⑥	<p>(主な取組み)</p> <p>公共牧場の積極的な利用を促進し、飼料自給率の向上を図り、夏山冬里方式による生産の合理化を進めます。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>畜産農家の減少に伴い放牧頭数は減少傾向にあるが、放牧場における受胎率や増体などは継続して良好な成績をあげている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>放牧による飼育費用の削減効果や高い育成効果をアピールして放牧場の利用を促すとともに、夏山冬里方式の畜産経営を推進するうえで、放牧中の分娩など放牧農家のニーズにあった機能を持たせることについて検討していく。</p>
	<p>【4 主な課題】</p> <p>本総合計画基本計画のもと、より具体的な計画として策定した「つるおかアグリプラン」で掲げられている環境保全型農業の基本方策を確実に実行するための行動計画として、平成 25 年度の早いうちに「鶴岡市環境保全型農業推進計画」を策定することとしている。上記の今後の方向性をより具体的な取組みとして計画に盛り込み、市として重点的に推進していく必要がある。</p> <p>また、販売消費の面として、消費者理解の推進と環境保全型「鶴岡ブランド」の確立、将来に向けた面として、消費者や子どもたちが環境保全型農業に親しみやすい環境づくり等にも政策に重点を置いて取組みを展開する必要がある。</p>

章	4	節	1	持続的に発展する農業の振興
細節	(4)	農業生産基盤と農山村の環境整備		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>平成22年度に激減した農業・農村整備事業予算によって円滑な事業進捗が危ぶまれていたが、平成24年度補正および平成25年度当初予算によって回復の兆しがうかがえることから、今後の事業推進に期待がもてる状況となっている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>赤川2期地区国営かんがい排水事業や西郷北部地区ほ場整備事業などの基盤整備事業に加え、上野新田3期地区・越中堰3期地区老朽ため池整備事業などの農地防災事業が実施されている。また、鎌田地区ほ場整備事業や大川堰地区や庄内砂丘地区の農村地域防災減災事業の新規採択が予定されている。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>老朽化したかんがい排水施設の改修および整備、ほ場の大区画化を進めるとともに、農道の改良などを計画的に進めます。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>赤川2期地区国営かんがい排水事業や上野新田地区・越中堰3期地区老朽ため池等整備事業によって整備がすすみ、おおむね順調に図られている。</p> <p>また、県営ストックマネジメント事業などにより、土地改良区が管理する基幹水利施設については再整備・長寿命化が順調に実施されている。</p>				
<p>① 鷺畑地区の完了、西郷北部地区の進捗状況、鎌田地区の新規採択予定など、ほ場整備事業については、おおむね予定どおりの状況と考える。</p> <p>農道整備事業の廃止にともない未採択となっていた栗山二期地区については、経営体育成基盤整備事業(通作確保)によって整備を再開した。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>国営かんがい排水事業・県営ストックマネジメント事業については、順調に進捗すると考えている。</p> <p>転作による水需要の減少にともない、中小ため池の統合・再整備などを検討する。</p> <p>たらのき代地区や上野新田地区の新規採択、井岡地区・岡山地区・豊浦地区などのほ場未整備地区について事業化を推進する。</p>				

	<p>(主な取組み)</p> <p>転作田の畑作物の収量の安定と品質の向上を図るため、排水対策など水田畑地化基盤整備を進めます。</p>
②	<p>(上記に対する評価)</p> <p>平成13年度から平成22年度までの第1期で整備を行ったが、転作率の増加や水稻以外の農業収入のために新たな事業要望があることから、再度実施する必要がある。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>平成23年度から平成27年度までの第2期で再度整備を実施する。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>地域住民の定住を図るために、優れた景観を維持・保全するとともに、安全かつ快適な暮らしを確保する農山村集落の生活環境の整備を進めます。</p>
③	<p>(上記に対する評価)</p> <p>平成25年度に大川堰地区が農村地域防災減災事業の採択を受け、庄内砂丘地区についても年内採択の予定であり、おおむね順調に進捗している。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>平成26年度に京田川地区、平成27年度に黒岩堰地区の新規採択を予定している。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>有害鳥獣対策を進めるために、実態把握や被害防止に向けた推進体制を拡充します。</p>
④	<p>(上記に対する評価)</p> <p>全国的に有害鳥獣による被害が拡大・深刻化しており、国は鳥獣被害防止特別措置法の一部を改正して鳥獣被害防止対策の強化と対策の担い手である鳥獣被害対策実施隊への支援を強化している。</p> <p>本市でも関係機関による鳥獣被害防止対策協議会を組織し、実態の把握と被害防止に努めてきたものの、農作物被害は拡大・増加傾向にあり、対策の効果が発揮できるよう、これまでの取組みを強化しながら関係機関や地域と一体となって取組みを推進していく必要がある。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>これまでの取組みを継続・強化しながら、対策の効果がより発揮されるよう、地域が一体となった活動を支援・促進していく。</p>

(主な取組み)

野生鳥獣の生息環境づくりに配慮した森林整備を進めるなど、人と野生鳥獣の棲み分け対策を進めます。

(上記に対する評価)

山形県が制定した第11次鳥獣保護事業計画（H24.4.1～H29.3.31）で、鳥獣保護区や特別保護地域が設定されているが、その中には施業計画が組まれている森林も多い。現時点では、棲み分け対策は施されていないが、希少鳥類の営巣地周辺では、伐採等を回避し専門家の指導を仰ぐこととしている。

⑤

(今後の方向性)

間伐等の促進によって、立木間隔が広がることや林床に光が届き下草が生えることなどにより、野生鳥獣の生育環境が良好になるとも言われている。また、国が定めた「森林・林業基本計画」では、生物多様性の保全や地球温暖化防止など環境保全の観点から野生鳥獣の生息環境となる針葉樹・広葉樹混交の育成複層林や天然生林へ誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策の推進を鮮明にしており、やまがた緑環境税にも環境保全を重視した森林整備の推進メニューがあることから、これらへの取組みも検討する。

【4 主な課題】

農業施設（水路や揚水機場）の老朽化にともない、修繕費など維持管理経費が増加傾向にある。農家の経費負担が拡大傾向にあるのに反して、米をはじめとする農産物価格の低迷により農業経営の継続が困難となってきている。

農道整備事業の廃止により、農道単独の整備が困難となっている。

野生鳥獣の保護と、農林産物に対する鳥獣被害対策という相反する課題に対して、バランスを取ることが非常に困難である。

章	4	節	2	森林資源の有効な保全と活用
細節	(1)	適正な森林経営と循環システムの構築		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>林業産出額及び林業所得の減少、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の流通構造の改革の遅れなど、我が国の森林・林業は依然として厳しい状況に直面している。</p> <p>こうした現状を打破するため、国は平成21年12月に「森林・林業再生プラン」を策定し、「森林の有する多面的機能の持続的発揮」、「林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生」、「木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献」という3つの基本理念の下に、10年後の木材自給率50%以上を目指すべき姿として掲げ、「森林・林業の再生に向けた改革の姿」を公表した。ここでは、適切な森林施業の確保など森林計画制度の見直し、効率的な林業生産を行うための路網の整備、担い手となる林業事業者や人材の育成等、資源の利用期に適合した新たな森林・林業施策が打ち出され、その着実な実行が求められている。</p> <p>このような中で、平成23年3月11日、東日本大震災が発生し、東北地方を中心に人命や財産、社会資本に未曾有の被害をもたらされたことから、復旧資材の供給など当面の被災者の生活再建に向けた取組みを進めるとともに、本格的な復興に向けて、海岸部の保安林の再生、森林・林業の再生の加速化による川上から川下までを通じた効率的な生産基盤の整備、地域材を活用した木造住宅等の建設の促進、再生可能なエネルギー資源である木質バイオマス資源の活用等を図り、被災者等の雇用の創出や森林資源を活かした環境負荷の少ない新しいまちづくりに大いに貢献していくことが求められている。</p> <p>これらを実行するために、平成23年7月に国の「森林・林業基本計画」が策定されている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>これまでの森林・林業施策については、森林の造成に主眼が置かれ、持続的な森林経営の構築に向けたビジョン及び実効性のある施策や実行体制を確立しないまま、間伐等の森林整備に対し広く支援してきたため、施業集約化や路網整備・機械化の立ち後れによる林業採算性の低下、需要者のニーズに答えられない弱い木材供給体制、さらには、森林所有者の林業に対する関心の低下という悪循環に陥っている。</p> <p>こうしたことから、2つの森林組合、20の生産森林組合、民間業者（林業・ペレット製造）等との連携を強化して、森林経営の安定化を図る必要がある。</p>				

【3 主な施策】	
	<p>(主な取組み)</p> <p>林道、作業道の路網の整備により、木材生産コストの低減を図るとともに、搬出された木材に対する適正な対価が支払われるよう検討し、施業管理の行いやすい森林環境をつくり、森林所有者の施業意欲の向上を図ります。</p>
	<p>(上記に対する評価)</p> <p>林道については、県代行の林道本郷松沢線と林道八方峰線が平成 25 年度で完成する。また、市直営の林道三瀬矢引線についても平成 26 年度で完成する。</p>
①	<p>(今後の方向性)</p> <p>森林組合、森林所有者が森林施業を行う際に国の補助制度を活用するためには、面的なまとまりを持った森林経営計画を作成して搬出間伐を実施することが条件となった。そのため、採算が見込めない森林では施業が進まなくなることが懸念されることから、路網整備による搬出コストを削減し、施業が広く行われるようにする必要がある。</p> <p>林道開設については、基幹施設としての必要性は高いが、施業コストの軽減に結びつけるためには、林業専用道に重点を置くことも検討する。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>優良材の生産をめざした間伐の実施を推進するとともに、魚礁やエネルギー源など様々な用途への間伐材の有効活用を図ります。</p>
	<p>(上記に対する評価)</p> <p>エネルギー源については、ペレットストーブ用燃料として農業用ハウス暖房や市施設への導入を進めるなど利用促進を行っている。</p> <p>温海町森林組合では、ラミナ材、木工、土木用材などの加工に積極的に取り組み、健全な森林組合経営に努めている。</p>
②	<p>魚礁への間伐材利用については、漁業関係者とともに、実際に設置して効果検証を行ってきたが、設置規模が小さいことや、海底に固定が困難であることなど、多くの課題が確認されている。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>利用間伐が義務化された反面、搬出しても販売に繋がらなければ収益は上がらない。そのため、販売先・使途の開拓が不可欠である。</p> <p>こうした中で、県及び市が行うペレット・薪ストーブ等の導入促進事業に呼応し、バイオマスエネルギー源としての安定供給を支援する。</p> <p>また、民間企業が計画している木質バイオマス発電施設の誘致を積極的に推進し、森林組合等の収入源確保と、森林の適正な管理および、農山村の維持管理に資するものとする。</p>

	<p>(主な取組み)</p> <p>多様な担い手の育成とあわせて、森林組合の林業技術者の育成を強化し、森林所有者に対する施業指導を拡充します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>③ 森林組合の職員が森林施業プランナーとなり、森林所有者に代わって、水源涵養機能や木材生産機能など市町村森林整備計画におけるゾーニングに基づいた面的なまとまりを持つ計画である森林経営計画を作成している。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>効率性の高い施業を行うため、プランナーの役割はますます重要となる。また、森林所有者の理解と協力を得るために境界明確化事業等に取り組んでいく。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>住宅供給、製材、素材生産の関係事業所などが相互に連携し、地元産材による地域の気候風土に合った家づくりを推進し、地元産材の消費を促進します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>「庄内の森林から始まる家づくりネットワーク鶴岡・田川」では、平成 21 年度から「柱材 50 本プレゼント」事業を実施し、地域住宅モデルプランとして活用しながら情報提供を行っている。</p> <p>④ また、「つるおか住宅活性化ネットワーク」では、モデル住宅を活用し積極的に地産地消の家づくりを推進しており、どちらの組織も地域産木材による地産地消の推進に大変役立っていると考えられる。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>「庄内の森林から始まる家づくりネットワーク鶴岡・田川」と「つるおか住宅活性化ネットワーク」の連携や情報交換を行いながら、それぞれのニーズにあった新たなシステムづくりを検討する必要がある。</p>

(主な取組み)

森林を見学する機会を設けることなどにより、市民のスギ人工林に対する関心を高め、木材の地産地消についての理解を深めてもらう取組みを推進します。特に、公共建築物については、教育効果や展示効果が大きいことから、地域材の活用を積極的に進めます。

(上記に対する評価)

平成 17 年に地域再生構想を樹立して以降、市が建築する主な公共建築物については、分離発注方式により積極的に地域産材を利用し建設している。

施設名所	建設年度	延床面積 (㎡)	事業費 (千円)	木材使用 量(m3)	内地域材 (m3)
桂荒俣活き活き交流センター	H16	236.0	36,215	68	42
松原保育園	H17	1,238.0	313,950	316	297
大淀川交流センター	H18	211.0	32,965	56	51
鼠ヶ関小学校	H18～19	4,938.0	831,390	777	688
藤沢周平記念館	H19～20	918.5	650,000	25	19
由良保育園	H21	496.6	92,400	126	114
勝福寺交流センター	H21	241.3	42,609	69	65
西郷地区農林活性化交流センター	H23	1,199.6	491,768	132	109
羽黒中学校	H22～23	7,442.1	1,611,666	920	830
庄内自然博物館学習交流館	H23	412.6	104,265	131	109
朝日保育園	H24	998.2	333,978	299	269
鶴岡市南部児童館	H24	412.6	176,549	151	140
朝日中学校	H25				

(今後の方向性)

国も民間における地域材活用を促進するため、地域材を活用した木造住宅、木製品等について、ポイントを付与し、地域の農林水産物との交換等を行う取組みを新設しており、市もこれまで実施してきた公共施設における利用の拡大とあわせ、「森林・林業基本計画」に掲げられている「平成 32 年の木材自給率 50%」に向けて森林資源(地域材)の利用を拡大していく必要がある。

(主な取組み)

住宅建築にあたり施主と施工者の双方から乾燥材の使用が求められていることから、乾燥施設の設置について検討を進めます。

(上記に対する評価)

平成 23 年 8 月に協同組合やまがたの木乾燥センターが、国庫補助事業(山形県森林整備促進・林業等再生)、市町村の上乗せ補助を利用し木材乾燥施設を整備した。

- ⑥ 設備内容は、短期間で高品質な乾燥を生産する「高周波装置付き全自動乾燥機」や、木くずを燃料に乾燥熱源をつくり出す「木質燃料ボイラー」、乾燥材仕上げラインなどで、乾燥蒸気生産のボイラー燃料は木皮、モルダー屑、端材等の木質系ではばまかなっていると同時に、乾燥材の強度、含水率、寸法表示可能なモルダー設備等、地域材を、建築用材・チップ・燃料にと余すところ無く有効活用することで、環境保全への取組みを図っている。

総事業費 97,125 千円 市補助金 5,706 千円

(今後の方向性) 事業完了

【4 主な課題】

森林整備事業が、利用を前提とした間伐事業が主体となり、コスト軽減のために施業集約化や路網整備への取組みが不可欠である。

一方で、森林への関心を失っている所有者に、多額の自己負担支出を求めることは困難であることから、経費が高くなる急傾斜地、奥地の林地については、補助率の高い事業などでの取り組みをしていかなければならない。

住宅建築については、土地付き建売住宅のニーズが高く大手住宅メーカーに受注が流れている状況がある。また、地元の建設業者も地元生産材を使用せず、プレカット材を仕入れる傾向が強いことから、建主が地元材使用をオーダーするような取組みを行う必要がある。

章	4	節	2	森林資源の有効な保全と活用
細節	(2)	森林環境の保全		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>山形県では平成19年度から緑環境税を導入し、「県民みんなで支える新たな森づくり」として荒廃が進む森林の整備や、県民参加による森づくり活動に取り組んでいる。特に森林の持つ多面的機能（洪水・濁水の緩和、土砂流出や地球温暖化の防止等）を保全するためには、森林所有者の負担に頼らず、その恩恵を享受する県民が広く負担することが望ましい。こうしたことから、県では、森林整備と合わせて、県民の合意形成につながる森づくりへの積極的な参加を推進している。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>鶴岡市の面積は1,311.51k㎡で東北地方の市町村の中では最も大きい面積を誇り、このうち森林は73%を占めている。森林は人々の生活などに色濃く影響を及ぼし、古からの郷土の歴史や文化を育んできた。本市の森林は、林業としての生業、四季折々の豊かな実り、散策や森林セラピーなどの健康づくり、そして、治山治水や大気浄化といった環境保全などの舞台として欠かせない資源となっている。</p> <p>しかしながら、森林が位置する山沿いの中山間地域では、林業や農業の衰退とともに若者が集落を離れ、過疎化・高齢化が進行していることから、森林の適正管理や景観の保全は危機的な状況に直面している。</p> <p>本市は、これらの課題に正面から取り組み、この広大な森林を貴重な財産、貴重な資源としてとらえ、将来にわたり森と親しみ、森を活かし、森を守るなどし、森林があることで人生が豊かになる「森林文化都市」を目指している。</p>				

【3 主な施策】

(主な取組み)

里山林を中心としたナラ枯れの被害の拡大を防止し、被害跡地に対する広葉樹などの植栽を進めます。

(上記に対する評価)

本市におけるナラ類集団枯損被害は、平成 3 年に朝日地域で被害が確認され、以降は被害地域を拡大しながら増加していった。平成 16 年度にはピークに達し、被害木は 3 万本を越える大きな被害となった。

① しかし、防除事業に取り組み続けた結果、平成 23 年度にはピーク時の 2%以下になっている。現在は特定ナラ林を中心に被害の予防を実施し、災害防止・保健休養機能の発揮・景観の維持のための防除を実施している。

(今後の方向性)

本市内においては、ナラ枯れによる被害はわずかに確認される程度に減少している。毎年5月中に特定ナラ林の被害木の調査を行い、発見した被害木の伐倒駆除と歩道付近の健全木の被害予防を実施する。

歩道付近の健全木の被害予防（立木への殺菌剤注入）

被害木へのくん蒸処理（立木への薬剤注入）

(主な取組み)

児童や生徒を対象に、下刈りなどの保育作業や自然観察など森林環境学習を拡充し、森林に対する関心を高め、森林環境の保全意識を醸成します。

(上記に対する評価)

○子ども達への森林環境学習

子どもは、自然の中での遊びを通して成長し、体験を通して自然を学ぶことが、大人になってからの自然環境に対する感じ方の下地となっていくと考えられる。現在の子どもたちを取り巻く環境は、自然に触れる機会が限られ、子ども達同士の遊びすら少なくなっていることから、本市でも子ども達に対する森林環境学習を進めていく必要がある。

・ 森林学習への取り組み内容

小 学 校	活動事業名
由良・加茂・山戸小学校	学習の森林づくり事業
西郷小学校	砂防林活用学習
羽黒第二小学校	わくわくの森
櫛引南小学校	森林教室
福栄小学校	絆の森事業
鼠ヶ関小学校	鼠ヶ関小学校森林教室
温海小学校	天魄山森林自然教室

それぞれの学校で特色を活かし、地域の森林を活用し学習活動に結びつけており、地域の住民も一緒になって活動している事例もある。地域の森林を活用することにより、地域を学び、親しみを持つことにより、郷土を愛することにもつながる貴重な学習活動となっている。

しかし、現在、森林環境学習に取り組んでいるのは一部の学校に限られており、自然体の学校拡大する必要がある。

(今後の方向性)

これまでの事業を継続していくが、対象を未就学児へも広げ、自然体験活動の場を提供するなどの支援を行っていく。

また、木を身近に使っていくことを通じて、人と森や木とのかかわりを主体的に考えられる豊かな心をはぐくむことを目的にし、活動する機会の提供を行っていく。

森林所有者の多くがサラリーマンとして生活をしている現状にあって、森林に入る機会が少ないことから自己所有林の境界はもちろん場所さえわからなくなってしまうことが懸念されている。そのため、まず森林所有者が森林に対する関心を持ち、森林に入るきっかけを与え、その後に林業や森林の楽しみについての意欲を向上させる取り組みを進める。

②

(主な取組み)

海岸砂防林の松くい虫などの病虫害防除対策を推進するとともに、地域住民の参加による保育活動などに取り組み、健全で公益的機能の高い松林を維持、保全します。

(上記に対する評価)

本市における松くい虫による被害は、昭和 54 年に初めて確認され、以降年々増加し、平成 6 年に最も大きな被害が発生した。しかし、国庫補助事業を始めとした防除事業に取り組んだ結果、その後の被害は減少傾向が続き、現在の被害はピーク時の 3%以下にまで減少している。

西郷小学校では、「なかよし森」として学校林で年間を通じ地域住民や P T A と一緒に保育活動を実施している。小学校の学習活動のほか、企業による植栽や下刈り作業などボランティア活動も実施されており、自然に親しみ、郷土の歴史・文化について体験を通して学習する場となっている。

③ 「J T の森鶴岡」森づくり活動は、J T が行う企業としての社会的貢献事業に呼応し、平成 21 年度から山形県、下川生産森林組合、出羽庄内森林組合、鶴岡市が協定を締結し、地域との協働による森林保全活動を行っている。J T 仙台支店の社員等関係者が春と秋の年 2 回下刈り・除伐などの保育事業に参加し、いこいの村庄内周辺の松林が整備されており、地元等関係者から高く評価されている。

(今後の方向性)

防除活動は、鶴岡市地区実施計画に基づき、重点防除区域を定めて被害木の伐倒駆除と薬剤散布を実施している。重点防除区域外においては、景観保全上重要とされる松林については、やまがた緑環境税の活用も含めて市独自で防除に取り組んでゆく。

地上散布による防除事業(薬剤散布)

被害木の伐倒、破砕及び薬剤くん蒸(薬剤散布後の被覆)

先人たちが長年にわたり築き上げてきた貴重な遺産である海岸砂防林を守り、次の世代に引き継ぐため、行政機関だけでなく、地域住民、学校、民間団体、森林ボランティアが協働で保全活動を進めていく。

「J T の森鶴岡」森づくり協定が平成 26 年 3 月末で期間満了となることから、活動の継続を前提として関係者と協議を行ってゆく。

【4 主な課題】

ナラ枯れ、松くい虫については、被害もほぼ沈静化しているが、部分的な高密度の発生を防止するためには、今後も巡視及び初動体制の確保を図っていく必要がある。また、企業と共同で森林を育成する取組みとして、これまでは「J T の森」、「神の宿る森はぐろ」、「ぐるっと花笠の森【鶴岡】」の 3 箇所があるが、新たな箇所設定を行うとともに、協定継続のための働きかけが必要であり、参加者を確保できるプログラム等の検討も必要である。

章	4	節	2	森林資源の有効な保全と活用
細節	(3)	地域資源としての森林の利活用		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>高齢化や過疎化等の進行は、地域住民と森林の関わりの希薄化を進めている。地球温暖化の防止には、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するため、低炭素社会の実現に向けての森林の育成・保全の取組みが求められている。また、都市化が進んでいる中で、自然との対話を取り戻すため森林とふれあうきっかけ、特に子ども達と自然のふれあいの重要性が高まっており、森林は教育のフィールドとしての役割を担っている。</p> <p>豊かな森林を守り次世代に引継ぐための森林環境教育や森林レクリエーション活動、様々な森の恵みを保全・活用しながらの産業振興や交流の拡大を通して、市民の新しい森林との関わり合いを推進していく。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>市民と森林の新しい文化的な関係を築きながら、森林とまちが一体となって市全体の発展を導くための「森林文化都市構想」を推進するため、平成 25 年 3 月に「鶴岡市森林文化都市構想推進中期計画」を策定した。</p> <p>かねてから交流のあった森林利用の先進地である南シュヴァルツヴァルト自然公園と、平成 21 年度に友好協定を締結した。</p> <p>「広葉樹の森再生プロジェクト」の一つとして、平成 18 年に地元住民会や関係団体、学識経験者で構成する「広葉樹の森林整備計画検討委員会」を設置し、熊野長峰の大谷ため池周辺を整備した。</p>				

【3 主な施策】

(主な取組み)

森林浴や森林散策、健康づくり活動などにより、森林に親しみ、心安らげる空間としての活用を進めるため、遊歩道や案内板、標識など森林内の利用施設の整備を進めます。

(上記に対する評価)

平成 18 年度から、より多くの市民から森の魅力を感じてもらうための森林散策イベントとして「森の時間」を実施している。

- 平成 22 年度には、利用者の便に供するため大山下池周遊コースに、県産材活用ベンチを設置した。また、より多くの市民が森歩きを楽しむための環境を整え、森歩きが楽しくなるように普及啓発を行うため、つるおか「森の時間」で使用したコース等と公募コースをあわせて、つるおか「森の散歩道 20 選」を平成 22・23 年度の 2 ヶ年で選定した。

「森の散歩道」のコースの起点に、平成 22 年度までに 2 基、平成 24 年度には 12 基の案内看板を設置した。各コースで状況は違うが、コース途中の案内看板が不十分な状況にある。

(今後の方向性)

森林文化都市の構築には、森林と市民との新たな関係の構築が重要であり、市民の心に森林を取り戻すためには森歩きは有効なきっかけになるとともに、市民の森への親しみを創出・促進するため、つるおか「森の散歩道 20 選」の各コースで、案内看板の設置や地元住民との協働による散策道の管理など、引き続き整備を進める。

	<p>(主な取組み)</p> <p>森林や木を活用したイベントや森林浴、森林散策などの情報を収集、発信し、市民の森林に親しむ機会の拡充を図るとともに、山村地域における市民との交流や健康づくりなどの面で有望な地域資源を活用したプログラムを開発します。</p>
②	<p>(上記に対する評価)</p> <p>本市主催の森林関連イベントの情報発信は、主に市広報や市ホームページで行っているが、事業計画段階での日程調整や相互の開催内容の把握が市内においてあまり行われておらず、また、行政以外に自治会や観光協会等でも森林散策イベントを数多く開催しているため、開催日時の重複が見られる。</p> <p>つるおか「森の散歩道 20 選マップ」を 800 部作成して市民に配布し、2 ヶ月で品切れになったことは、市民への森への関心と森へ導くことに大きな役割を果たしたと言える。</p> <p>市民にわかりやすく伝えることのできる人材「鶴岡・森の案内人（森のソムリエ）」の養成講座を平成 21 年度より開催しており、現在 38 名が登録しているが、森林散策を行う市民ガイドとして活用が行なわれていない。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>市民が森に親しむ機会を拡充するため、イベント情報やお知らせなど、関係する多様な団体との情報の共有化を図り、情報発信機能の強化に努める。また、平成 23 年度に作成したつるおか「森の散歩道 20 選マップ」をより利用しやすいものに改良するとともに、森の案内人の案内技術向上に努め、森林に関係する各種事業での案内人の活用を図っていく。</p> <p>一方、本市には、自然環境としての森林、河川、湧水、景観、文化的資源としての伝統技術、食文化、エネルギーとしての薪、新素材など多数の未利用資源が地域に点在している。これらの地域資源を活用したプログラムの開発に努める。</p>
③	<p>(主な取組み)</p> <p>山菜やきのご類などの特用林産物は、森林地域の重要な資源となっており、間伐などの森林整備と結びつけた生産の拡大や低コスト化、付加価値を高めた販売などにより生産の振興を図ります。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>これまで、特用林産物の生産振興に向けて、山形県が実施した「森の恵み王国山形支援事業(補助率 1/3)」などを活用し、補助金の交付を行い関連施設の整備に取り組んできた。また、平成 21 年度からは、特用林産物の生産コストの低減などを目的とした作業道の開設補助制度を、また平成 22 年度から、きのご類の種駒等代金の補助事業を始めた。これにより特用林産物の生産環境の改善と生産量の増加が期待される。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>中山間地での特用林産物の生産振興を図るため、小規模作業道の開設支援を継続するとともに、山菜や菌たけ類の販売拡大につながる支援策を検討する。</p>

【4 主な課題】

特用林産物については、原発事故による放射能汚染により、県内の一部の山菜から基準を超える放射性物質が検出された。鶴岡市産の特用林産物については、これまでの検査結果ではほとんどが不検出で、検出されたとしてもごく微量の数値であり、基準を超えるものは検出されていない。しかし、風評被害が懸念されることから、県や関係機関と連携しながら適切な対策を講じていく必要がある。

章	4	節	2	森林資源の有効な保全と活用
細節	(4)	森林バイオマスの利活用		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>地球温暖化防止や東日本大震災とそれに伴う原発事故を受けて、国は「森林・林業基本計画」のなかで、未利用間伐材をはじめとする木質バイオマスの利用拡大等を推進することとしている。2012年3月に「山形県エネルギー戦略」が策定され、再生可能エネルギーの開発促進と地域導入、代替エネルギーへの転換、省エネルギー推進の取組みが進んでいる。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>鶴岡市でも2013年5月に「鶴岡市地域エネルギービジョン」を策定している。</p> <p>その中で、木質バイオマスの利活用として、薪、チップ、ペレットストーブの利用推進を位置づけており、木材の搬出コストを削減するための、林道網等の整備もあわせて行う必要がある。</p>				
<p>【3 主な施策】</p> <p>(主な取組み)</p> <p>森林バイオマスの利用に関する情報を収集するとともに、利用形態や導入コストなど有効性を調査、検証し、本市に適した森林バイオマスの利活用を進めます。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>平成20年度にバイオマス利活用研究会を立ち上げ、工業用・農業用などの事業所向けから、個人利用までの方向性を示し、その後「緑の分権改革」推進事業による鶴岡市森林バイオマス実証研究会、森林バイオマス勉強会により更なる検討を重ねてきた。</p> <p>① 平成24年度からはスギ間伐材利用拡大支援事業を導入し、これまで切り捨てられていた間伐材のペレット利用を促進してきた。実績は平成24年度が270 m³、平成25年度は500 m³を予定している。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>利用間伐が国の補助事業を活用するための採択要件となっていることから、販売先・用途の開拓が不可欠である。</p> <p>そのため、県及び市が行うペレット・薪ストーブ等の導入促進事業に呼応し、安定供給を支援する。また、民間企業が計画している木質バイオマス発電施設の誘致を積極的に推進し、森林組合等の収入源確保と、森林の適正な管理および、農山村振興に資するものとする。</p>				
<p>【4 主な課題】</p> <p>木質バイオマスの普及を図るには、バイオマス燃料の単価を下げる努力が必要であり、その対策として木材搬出にかかるコスト軽減を進めるには、森林内路網の整備は不可欠となっている。</p> <p>また、利用拡大も重要であり、石油と異なり価格変動が少なく、経営の安定化につながるというメリットを前面に打ち出し、農・工業への普及を促進する必要がある。</p>				

章	4	節	3	安定した水産業の振興
細節	(1)	安定した漁業経営の推進		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>漁業者の経営は、漁業収入の伸び悩みと漁業支出の増加により、厳しい状況が続いている。</p> <p>漁業収入に関しては、マダイ、ヒラメ、ホッコクアカエビ、アワビ等の高級魚を中心として産地価格の長期的な低迷が続いている。原因としては、景気の低迷、魚離れによる消費の減少、中食・外食の増加やスーパーの台頭による価格形成システムの変化等が考えられる。これまでは、輸入水産物の増加も、魚価下落の大きな要因となっていたが、近年、国外での水産物需要が増加してきており、国際的な水産物需要の増加が魚価にどう影響してくるかは、不透明な状況である。</p> <p>県農林水産部が試算した「TPPにより関税撤廃した場合における山形県農林水産物生産に与える影響について」によると、県内産の加工向け原料（冷凍品）として使われていた水産物（6品目）が国外産に置き換わった場合、平成23年漁業生産額10.5億円を基準として、生産額が4.9億円減少するとされた。</p> <p>漁業支出の増加に関しては、原油価格の高止まりによる燃料費、資材費等の負担増が大きな要因となっている。加えて、更新時期が近づいている漁船も多く、今後、代船建造経費の負担が漁業経営を圧迫することが懸念される。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>本市においても、漁業者の経営は厳しい状況が続いている。</p> <p>また、近年頻発している自然災害の影響により、漁船漁具の被害や漁場の変化による水揚げ量の減少が深刻な状況となっている。</p>				

【3 主な施策】

(主な取組み)

安全な港内航行と漁業作業及び出漁回数が増えることによる漁獲増を図るため、防波堤の嵩上げや延伸、岸壁の補修など漁港施設の整備を進めます。

(上記に対する評価)

市管内には、県と市が管理する 14 の港湾と漁港があり、入出港時の安全航行、荷揚げ作業の安全を確保するため、各々の管理主体が防波堤や岸壁、船揚場等の整備を進めている。

市管理漁港の多くは、昭和 30～40 年代に改修されたもので、老朽化による再整備が必要となってきたため、平成 17 年度から平成 19 年度まで小岩川漁港、平成 21 年度に大岩川漁港について大規模整備を行っている。さらに、第 1 期地域再生計画に基づき整備した三瀬漁港に引き続き、平成 23 年 3 月に認定された地域再生計画「第 2 期 日本海の豊かな資源を生かしたまちづくり計画」に基づいて、港整備交付金により平成 24 年度から鈴漁港防波堤新設、大岩川漁港防波堤改良を進めており、平成 25 年度に事業の完了を予定している。

①

県管理漁港、港湾についても第 1 期、第 2 期の地域再生計画に基づき、堅苔沢漁港や加茂港が計画通り事業が進められている。これらの整備により、港内静穏度が保たれるなど、漁業就労環境が向上した。

(今後の方向性)

市管理漁港の多くは、建設後相当の年数が経過していたことから、これまで国の事業を活用し大規模改修を行い、ほぼ終了している。今後は、一部に老朽化や劣化・損壊などが進んでいる箇所について、平成 20 年に策定した鶴岡市管理漁港整備計画(平成 25 年 3 月見直し)に基づき、計画的に進めていくとともに、漁港利用に支障がないよう港内浚渫など経常的管理も行っていく。

県管理漁港については、平成 23 年度に策定した第 3 次漁港漁場整備計画(平成 23 年度～平成 28 年度)に基づき整備を進めていただくとともに、緊急を要する改修などの要望があった際は、県に対して整備を求めていく。

(主な取組み)

沿岸漁業の漁獲増を図るため、イワガキなど水産資源の増殖施設のほか、魚礁、藻場などの整備を進めます。

(上記に対する評価)

水産資源の増殖と漁場の生産力を高めることを目的に、魚礁や築磯など増殖施設の整備が進められてきた。

イワガキは、多くの漁業者にとって夏の大きな収入源となっているが、近年イワガキ漁場の枯渇が心配されているため、新たな漁場確保のため増殖施設整備を要望する声が大きくなっている。県では平成9年度から16年度に温海地区の6箇所、平成21年度から23年度に鶴岡地区の3箇所に増殖施設を整備しており、温海地区施設で漁獲対象の大きさに生長させ、漁獲されている。

現在、さらに温海地区の2箇所において増殖施設の整備が進められており、今後、イワガキの安定確保が期待される。

魚礁については、これまでコンクリート製並型魚礁を数多く整備してきたが、漁業者からの整備要望もないことから平成17年度に加茂沖に設置以降、整備していない。

平成18年度からは間伐材の有効活用と整備経費の軽減を図ることを目的として、間伐材魚礁を設置し、あわせて効果検証も行なってきたが、海底での固定が難しいなどの課題があり、効果が認められない状況である。

②

平成21年度に国では水産資源の保護・培養や水質浄化等の公益的機能の発揮を支える藻場・干潟等の機能の維持・回復を図るため、漁業者や地域住民が行う効果的な活動を支援する「環境・生態系保全活動支援事業」をスタートさせた。

市管内においては、小波渡地区の漁業者と山形県漁協が保全活動組織を設立し、平成21年度から24年度までの4年にわたり、地先の藻場において、岩盤清掃や食害生物(ウニなど)の除去、母藻設置などの保全活動やモニタリング調査を実施していく活動計画を策定し、活動を行ってきた。平成24年度には、加茂水産高校からも食害生物の除去作業に協力を頂いて藻場の再生に努めてきたこともあり、以前に近い藻場の環境まで再生が進んできた。

(今後の方向性)

イワガキ増殖施設は、現在温海管内で進めている事業の後について計画されていないが、今後、漁業者と意見交換を行いながら計画づくりをする。

間伐材魚礁は、設置作業の簡便化、強度など改善すべき点多いことから、今後、漁業者と意見交換を行いながら新たな魚礁整備の検討を進める。

「環境・生態系保全活動支援事業」が平成24年度で終了して、国では平成25年度より「水産多面的機能発揮対策事業」を策定した。この事業を活用して、小波渡地区で引き続き藻場再生事業を継続していく。

(主な取組み)

将来にわたる漁業資源の確保を図るため、種苗放流など栽培漁業の推進とともに、漁業者や遊漁者の理解と協力による小型魚保護のための捕獲規制や、禁漁期間の設定など、資源管理型漁業を進めます。

(上記に対する評価)

県では漁業経営の安定に資するため、つくり育てる漁業の中核を成す栽培漁業を計画的、効率的に推進するため「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」を策定している。これに基づき、種苗の生産や放流する魚種、数量等の目標数値が定められ、計画的に放流事業等が行われてきた。また、県水産試験場など県の機関や県漁協が中心となって、放流効果の実証事業が行われ、市場調査による放流魚の混獲率及び回収率などを調査している。

これまでに、県、市、県漁協が協力しながら、アワビ、ヒラメ、クルマエビなどを放流してきたが、このうちアワビについては、県水産試験場の調査で、水揚げされたアワビの半数以上が放流されたものとの結果が出されており、放流効果が認められている。

ヒラメについては、回遊魚と違い、移動距離が少ないため放流による増殖効果が大きく、県全体で毎年約 70 t の安定した漁獲が上がっている。

これらの魚種については、一定の放流効果が認められていることから、漁業者からは放流量の十分な確保が求められている。今後、高値で販売できる新たな放流魚種とその栽培技術の開発も期待されている。

③

また、本市河川にはサケとアユのふ化施設、中間育成施設があり、これを活用したサケとアユの稚魚放流が行われている。有用魚種であるサケ資源の減少に歯止めをかけるため、関係機関・団体と協働のもと、サケ稚魚の買上げや海中飼育による放流事業を継続して展開し、サケ資源の安定確保を進めている。さらに、赤川はサクラマスの上流する川として全国の釣り人に知られており、「山形県の魚」として放流することで内水面、海面の活性化に寄与した。

水産資源の安定確保については、栽培漁業などのつくり育てる漁業と資源管理型漁業を連携して推進していくことが必要である。

漁業者も漁業調整委員会指示の順守や自主規制により次のような取り組みを行い、資源管理に努めてきた。

- ・ 小型魚を捕獲しないよう網の目合規制
- ・ マガレイやアワビ、海藻類などについての禁漁期間の設定
- ・ 小型魚保護のための全長規制（ヒラメ、シロギスなど決められた大きさ以下の物は荷受禁止）

資源管理については、規制内容や小型魚の保護などについて、漁業者はもとより、遊漁者からの理解と協力が必要なことから、十分な周知が必要である。

(今後の方向性)

県で策定した「第 6 次栽培漁業基本計画」に基づき、県、市、県漁協が協力しながらアワビ、ヒラメ、クロダイなどを継続して放流することにより、これら水産資源の回復・維持を図る。

<p>また、中央市場で好評価を得て、高値で取引されるようになったトラフグについても、放流効果の検証事業を進展させ、平成 24 年度より種苗放流事業を実施している。今後も安定した漁獲量の確保を図るため、広域的に放流事業を展開するとともに、水揚げが落ち込む夏場に高値で取引されるクルマエビの放流も行い、資源の確保を図る。</p> <p>TAC や TAE 制度、資源管理・漁業所得補償対策における取組み等を着実に運用することにより、資源管理型漁業の推進体制を堅持するとともに、県が策定するハタハタ、マガレイ、シロギス、ヒラメの魚種別資源回復計画や、底曳網における魚種を限定しない包括的な資源回復計画を実践し、栽培漁業と連携することにより、有用魚種の資源回復を図る。</p>
<p>(主な取組み)</p> <p>高値で取引されるイワガキや寒ダラのように、他産地との差別化を図る取組により、鶴岡産水産物のブランド化を進めます。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>水産物のブランド化を図るため、県漁協や漁業者と連携して下記の取組みを進めてきたところ、中央市場での評価が上がってきた。</p> <p>④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地ラベルの貼付による他産地との差別化 ・はえ縄漁による庄内おぼこサワラの中央市場への直接出荷 ・はえ縄漁によるトラフグ活魚の中央市場への直接出荷 ・底曳網漁による活ズワイガニの中央市場への直接出荷 <p>(今後の方向性)</p> <p>水産物のブランド化については、県漁協が計画しているマダイ、ズワイガニ、トラフグ等の中央市場への直送ルート開拓事業を支援し、首都圏への「庄内浜」ブランドの浸透を図る。</p>
<p>(主な取組み)</p> <p>安全安心な水産物を提供するため、貝類による食中毒防止のためのモニタリング検査などの取組みを進めます。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>食品の偽装表示問題や BSE、鳥インフルエンザ、東日本大震災後の東京電力福島第一原子力発電所の事故による食品の放射線物質汚染などを背景に、消費者の食の安全安心に対する関心が高まっている。</p> <p>⑤</p> <p>消費者の安全安心志向の対応として、船に海水冷却装置や海水殺菌装置を設置し、鮮度保持と衛生管理を行っている。</p> <p>また、ノロウイルス等による貝類の食中毒を防止するため、出荷の自主規制やモニタリング検査等の取り組みが行われている。さらに、本県で生産される水産物について放射性物質検査が実施され、安全性の確認が行われている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>今後も、関係機関と連携を図りながら安全安心な水産物の提供を推進する。</p>

	<p>(主な取組み)</p> <p>魚の消費を拡大するため、料理教室などによる魚食の普及や、産直施設の拡充などによる地産地消の取組みを進めます。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>水産物の消費の減少は、食の簡便化等国民の生活スタイルの変化を背景として、家庭内での生鮮魚介類の利用減少の影響が大きいと考えられる。</p> <p>このように、消費者のニーズや流通形態の変化、また仲買業者の減少により市場での競争原理が働かないことなどが魚価低迷の主な原因と考えられている。</p> <p>⑥ 水産物の消費拡大のためには、消費者ニーズに即した高品質で安全な水産物の安定供給と多様な流通ルート構築による販路拡大を他産業とも連携して取り組む必要がある。</p> <p>こうした中で、漁業関係者は魚価を高めるために次のような取組みを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育、地産地消推進による学校給食への食材提供 ・地元の魚を使った料理教室 ・イベントでの水産物直売 <p>(今後の方向性)</p> <p>地元産の水産物のおいしさを再確認し、水産物の優れた栄養特性、栄養バランスに優れた日本型食生活や水産業に対する消費者の理解を深めるために、関係する団体などと連携を図りながら食育・地産地消を推進する。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>燃油価格の高騰などの経済情勢や、大型クラゲの来遊や磯やけなどの海洋環境の変化による、水産業への影響を緩和するための方策について、漁業者、関係機関と協調し対応を図ります。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>⑦ 平成19年から20年にかけての急激な燃油価格の高騰は、漁業経営に大きな影響を及ぼしたが、漁業者、漁業関係団体、行政が連携し国へ働きかけた結果、平成23年度から資源管理・漁業所得保障対策が実施され、一定の成果があった。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>今後も社会情勢の動きに柔軟に対応出来るよう、関係機関との連携を進める。</p>
	<p>【4 主な課題】</p> <p>近年、頻発している自然災害の影響による漁船漁具被害や漁場の変化による水揚げ量の減少など、自然現象に左右されやすい漁業経営の安定と水産物の安定供給を確保するためには、国の政策である漁業共済制度や利子補給等による金融面からの経営支援が必要である。</p>

章	4	節	3	安定した水産業の振興
細節	(2)	漁業の担い手の確保		

【1 社会情勢】

漁業就業者は、全国で約 20 万人まで減少し、65 歳以上が約 4 割を占め、漁業の将来を担う人材の確保・育成が急務となっている。

【2 本市の現状】

平成 20 年の漁業センサスの結果では、鶴岡市管内の漁業就業者数は、315 人であった。

この数字は、5 年前のセンサスと比較しても約 100 人減少しており、さらに、年齢別就業者数でも 70 歳以上が 122 人いることから、今後、急激な減少が予想される。

山形県水産振興課の調べで、平成 2 年度から 24 年度までの本市におけるの漁業への新規就業者は、底曳網漁船や定置網漁船の乗組員などで 126 人となり、平成 20 年度から 5 ヶ年で平均約 7 人となっている。しかし、追跡調査を実施していないことから、どの程度が漁業に定着しているかは不明となっている。

○地区別新規就業者数 (人)

年度	山形県 合計	鶴 岡 市						酒田市 遊佐町
		加茂	由良	豊浦	温海	念珠関	計	
H2~H19	111	4	12	19	4	50	89	22
H20	10		2	4		1	7	3
H21	3					2	2	1
H22	16		3	4		3	10	6
H23	12	2	3	3		3	11	1
H24	9	1	1	1		4	7	2
合計	161	7	21	31	4	63	126	35

また、漁業就業者が組合員として加入している山形県漁協の組合員数の推移を見ても、減少傾向が続いており、市管内の県漁協支所単位では、念珠関支所を中心に毎年 5~7 人の新規加入があるが、それ以上の人が死亡や廃業により脱退している状況にあり、新たな漁業就業者の確保、育成が急務となっている。

【3 主な施策】

(主な取組み)

底曳網漁船などの乗組員の独立を支援するため、漁業技術や漁業経営についての研修制度を充実するとともに、遊休漁船の活用や関係機関への制度資金の拡充の要請などにより資金調達の負担軽減を図ります。

(上記に対する評価)

平成 20 年度から、底曳網漁船の乗組員などを対象として、漁業者として独立を希望する者を支援するため、漁業技術の取得を目的とする研修事業を実施している。

平成 22 年度からは、鶴岡市雇用創出基金事業漁業後継者育成事業により、半年間の短期研修を実施している。この事業により、平成 22 年度は 2 名が研修を受け、このうちの 1 名は一本釣り漁として独立し、残り 1 名は 23 年度も再度研修を受けて、23 年 10 月から独立して漁業に就業しており、一定の成果をあげている。

① 独立資金調達の負担軽減を図るため、次の事業を進めている。

・制度資金借入に対する利子補給

漁業後継者育成資金、鶴岡市漁業振興資金を山形県漁協から借り入れた場合、その利子の一部を市が負担する。

・独立経営の支援

一人乗り漁船漁業による独立の初期投資の軽減を図るため、独立就業のため漁船・漁具などの購入その他就業に必要な経費の支援を行っている。

平成 24 年度には 1 名が支援を受けて独立をしている。

(今後の方向性)

近年、頻発している自然災害の影響による漁船漁具被害や漁場の変化による水揚げ量の減少など、自然現象に左右されやすい漁業経営の安定と水産物の安定供給を確保するためには、国の政策である漁業共済制度や利子補給等による金融面からの経営支援が必要である。

	<p>(主な取組み)</p> <p>都市部や他業種からの就業希望者などを対象に、漁業の短期研修などの取組みを進めます。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>平成19年5月に、漁業就業者の確保・育成を図ることを目的に設置した「山形県漁業就業者確保育成協議会」で、具体的な施策の検討を行い、関係機関や漁業者などとの連携を密にし、漁業者として独立を希望する者を支援している。</p> <p>また、新たな経営体と新規就業者を同時に増やすため、漁業後継者育成事業による研修事業を実施している。</p> <p>② (今後の方向性)</p> <p>県や市町など関係行政機関、県漁協、漁業者などと連携し、担い手の確保・育成のために、就業希望者受入のオープン化を図り年2回程度説明会を開催し、就業希望者からの意思確認を行った後に、短期研修(数日から一週間)を受講させ、漁業就業が適正と判断された就業希望者に長期間(1年)の技術研修を受講させて、新規就業へ繋げていくシステムの構築を検討している。</p> <p>さらに、研修受講者に対する沿岸漁業改善資金(漁業経営開始資金)借入の優遇や独立漁業者向け補助事業策定についても検討を行なっている。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>中学生や高校生の漁業に対する就業動機を高める事業を実施します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>市内中学生を対象に底曳網や定置網漁体験を実施し、就労体験をすることにより、水産業への理解を深め、将来の新規漁業就業者確保を進めている。</p> <p>③ 県では、少年水産教室として加茂水産高校体験入学を行っているとともに、加茂水産高校の生徒を対象に底曳網と定置網体験漁業を行い、将来の新規漁業就業者確保を進めている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>若年層から水産業への理解を深めてもらい、漁業の担い手を確保するため今後も継続して事業を進める必要がある。</p>
	<p>【4 主な課題】</p> <p>県の調査によると、この5年間で、本市における漁業への新規就業者は37人となり、その内の8割以上が底曳網漁業や定置網漁業に従事している。一方、はえ縄や刺網、一本釣漁業にはほとんど新規就業者がいない状況であり、今後、一本釣などの一人乗り漁船の後継者育成が急務となっている。</p> <p>また、現在、若手漁業者のほとんどは底曳網漁業であるが、独立する際には操業や収入の不安定に不安を持っているため、漁業経営安定のための漁業技術や、経営方法についての研修、独立後の金融支援などが必要である。</p>

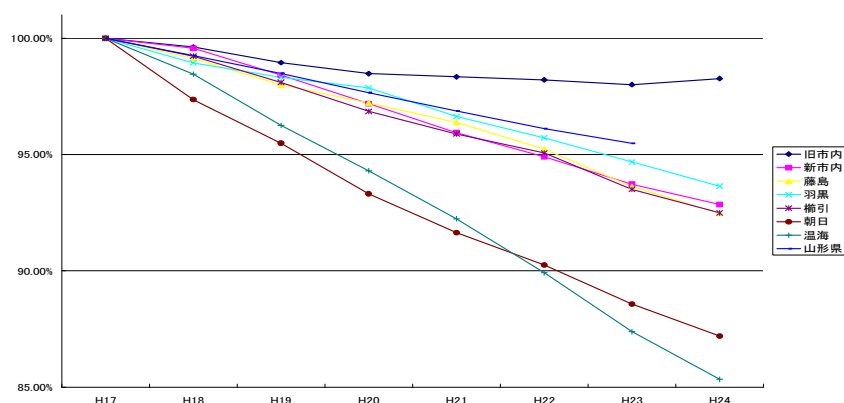
章	4	節	4	農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大
細節	(1)	多様な主体の参画による農山漁村づくり		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>農山漁村地域では、人口の減少、高齢化や混住化が進んでいることから、農林漁業者のみならず幅広い地域や集落の住民の協力のもと、農林水産業の維持発展と農山漁村地域の活性化が求められている。</p> <p>農山漁村の風景には、一つ一つに成り立ちの意味があり、生産、生活上の必要性や地域の歴史や文化の存在意義を地域住民が共通的に認識していたからこそ、固有の魅力が保全され伝えられてきた。</p> <p>従来農山漁村社会において、自宅も含め、その延長線上にある集落内の道路や水路、寺社、公園・広場などの共同利用空間は、集落住民をあげて清掃、美化、維持管理活動を実施していた。</p> <p>しかし、高齢化、混住化の進展等に伴い集落機能は低下し、これら共的な領域における環境管理の取り組みが低下している。そして、地域環境に対する価値の共通認識も薄れてしまうと、農山漁村の景観は好ましくない方向へ変化することになり、風景的価値が廃れてしまえば個性あふれる地域の資源を失ってしまうことになる。</p> <p>こうした最悪のシナリオを回避するために、まず最初に行わなければならないのは、地域の共通認識として、自宅周辺などの日常的な清掃活動や植栽等の美化活動から始まり、私的な空間と公的な空間との境目となる共的な空間（例えば、自宅の玄関から市町村道に接続するまでの自宅周辺の領域など）における清掃、美化、維持管理活動などを継続することである。加えて地域の環境を丁寧に見つめ直すことにより、生産・生活上の問題点、景観と自然の保全や文化の継承における課題、外からの人を惹きつける地域固有の魅力も見つかるはずである。</p> <p>そして、将来的には、農山漁村地域の美しさや環境の保全に関心を持つ都市住民や NPO 等とも連携した取り組みへと拡大させていくことが、自然発生的な交流人口の拡大につながるものと考えられる。</p> <p>平成19年度から平成23年度まで実施された農地・水・環境保全対策は、平成24年度から平成28年度までの5年間を2期目として農地・水保全管理支払交付金として継続されている。</p> <p>平成23年度には、維持管理を目的とした共同活動支援に加えて、施設の長寿命化を目的とした向上活動支援が新設された。</p>				

【2 本市の現状】

国勢調査の結果から、旧鶴岡市域における人口の推移を見ると、昭和 50 年から平成 22 年の 35 年間で、市全域では 99,160 人が 95,209 人と約 4.0%減少している。

また、65 歳以上の高齢者の割合も漁村地域では高く、地域経済の活性化などによる地域づくりが急務となっている。

合併後の人口減少率を比較すると、朝日地域と温海地域の減少率が山形県全体のものと比較すると、10ポイント低くなっており、森林を多く有する地域の過疎化が著しく進んでいることがわかる。(旧市内は7年間で微少、新市内、藤島、羽黒、櫛引地域は山形県平均に近い減少率)



減少率が高い温海、朝日地区において、特に減少が激しいのが大鳥、大網、朝日大泉、大針、そして温海第4地区の小名部、小岩川地区で、平成24年度の人口が平成17年比で85%を切っている。

本市では、入り作を除くと107組織が共同活動に取り組んでおり384,111千円の交付金が支払われている。その内31組織が向上活動にも取り組んでおり、256,357千円の交付金が支払われている。

【3 主な施策】

(主な取組み)

農林漁業を核とし、自治組織や生産組織、高齢者や女性並びに若者の組織など、多様な主体の参画による地域住民の自主的な組織づくりを進めます。

(上記に対する評価)

平成20年度、農林水産省が、農山漁村にある有形無形の地域資源と、それを活用し地域づくりを行なう人材を発掘し、その立ち上がりを支援することで持続可能で活力のある農山漁村の実現を目標とする「農山漁村地域力発掘支援モデル事業」を開始した。

① 指す「農山漁村地域力発掘支援モデル事業」を開始した。

この事業に鼠ヶ関地区、由良地区が各自治組織をはじめ多様な主体の参画による地域協議会を設立して、水産資源と地域資源を生かしたまちづくり構想を提案したところ、2地区とも採択を受け、平成21年度まで各々の地域資源を活用した「地域づくり計画」を策定し、この計画に基づき底曳網漁の休漁期間の漁船を活用したクルージングやビーチサッカー大会などの事業を展開している。

(今後の方向性)

今後も、両地域への取組みに対して支援を進める。

	<p>(主な取組み)</p> <p>地域づくりの組織化や実践的取組み活動を推進するため、専門家の派遣や農協などの関係機関や関係団体で構成するサポート体制を拡充します。</p>
②	<p>(上記に対する評価)</p> <p>平成23年度から平成25年度の事業期間で、中山間地の農業形態の将来についてモデル集落を選定し、当該集落に相応しい営農システムの構築を進めた。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>これまで取り組んできた集落に加え、温海地域の中で具体的に話が進んでいる農地保全受託組織に関する話し合いと、これをモデルとする朝日地域での話し合いに重点的に取り組むため、人・農地プランとの連携を検討している。</p>
③	<p>(主な取組み)</p> <p>農地や農業用水などの保全管理活動への多様な主体の参画を通じて、適切な保全管理を図るとともに、コミュニティ機能の維持や再生を図ります。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>受益者が直接管理する末端施設については、農地・水保全管理支払交付金を活用した保全活動や長寿命化への活動が実施されている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>平成28年度で農地・水保全管理支払交付金の第2期が終了することから、第3期への継続により自主的活動体制の確立をめざす。</p>
④	<p>(主な取組み)</p> <p>地域住民やボランティア、漁業者、企業など市民参加による「魚の森づくり」や「広葉樹の森づくり」などの森づくり活動や森林保全活動を推進するとともに、森林施業の見学や体験学習を実施するなど、森林の多面的機能を生かした交流の拡大に努めます。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>森林の植生を保全することで、海に流入する河川水が、海中の生態系に良い影響を及ぼすことが実証されている。漁場関係者をはじめ、地域住民、ボランティア等が連携して森づくりを進めることは大きな意義があり、地域のコミュニティの醸成からも積極的な推進が必要である。</p> <p>油戸地区の海岸近くの山林に、平成9年度からクロマツや広葉樹を植栽し、草刈り等を継続的に 行いながら豊かな森づくりを進めているが、生育環境が非常に厳しいため、樹木の生育状況は思わしくない。23年8月の豪雨で植栽した付近が数箇所大きく崩落し、県営治山事業が実施される予定であるが、完了後今後の活動について、地元と協議をする必要がある。</p> <p>堅苔沢自治会、漁業者会、地元小学校や保育園などで構成する「堅苔沢魚の森づくりの会」を立ち上げ、堅苔沢地区の休耕田を活用した森づくり活動が平成21年度より始まり、クリ等の広葉樹の植樹や下刈りなどの森づくり活動を行っている。</p> <p>子どもは、自然の中での遊びを通して成長し、体験を通して自然を学ぶことが、大人になってからの自然環境に対する感じ方の下地となっていくと考えられる。現在子どもたちを取り巻く環境は、自然に触れる機会に限られ、子ども達同士の遊びすら少なくなっていることから、本市でも子ども達に対する森林環境学習を進めていく必要があるが、現在、森林環境学習に取り組んでいる学校</p>

は、市域全体の一部の学校に限られている。

・森林学習への取り組み内容

小 学 校	活動事業名
由良・加茂・山戸小学校	学習の森林づくり事業
西郷小学校	砂防林活用学習
羽黒第二小学校	わくわくの森
櫛引南小学校	森林教室
福栄小学校	絆の森事業
兎ヶ関小学校	兎ヶ関小学校森林教室
温海小学校	天魄山森林自然教室

西郷小学校では、「なかよし森」として学校林で年間を通じ地域住民やPTAと一緒に保育活動を実施している。小学校の学習活動のほか、企業による植栽や下刈り作業などボランティア活動も実施されており、自然に親しみ、郷土の歴史・文化について体験を通して学習する場となっている。

「広葉樹の森再生プロジェクト」の柱の一つとして、熊野長峰の大谷ため池周辺を、地域住民や一般市民が森林に親しむ憩いの場（親林公園）として整備を行うため、平成18年に地元住民会（大谷自治会、広浜自治会）、八沢川土地改良区、出羽庄内森林組合等の関係団体や学識経験者で構成する「広葉樹の森整備計画検討委員会」で計画作成し、以降計画に沿って整備してきた。

「JTの森鶴岡」森づくり活動では、JT仙台支店の社員等関係者が春と秋の年2回下刈り・除伐などの保育事業に参加し、いこいの村庄内周辺の松林が整備されており、地元等関係者から高く評価されており、今後の活動継続が期待されている。

森林所有者の多くがサラリーマンとして生活をしている現状にあって、森林に入る機会が少ないことから自己所有林の境界はもちろん場所さえわからなくなってしまうことが懸念されている。そのため、まず森林所有者が森林に対する関心を持ち、森林に入るきっかけを与え、その後に林業や森林の楽しみについての意欲を向上させる取り組みを進める必要がある。

（今後の方向性）

油戸地区については、活動地の借用にかかる「油戸魚の森」管理協定が、平成26年3月末をもって期間満了を迎えることから、今後の活動について地元、協力団体等と協議をしていく必要がある。

堅苔沢地区については、地元が中心となり活動を実施しており、今後も市としてもやまがた緑環境税事業などを効果的に活用し、森林ボランティア活動を推進し、豊かな森づくり活動を支援していく。

温海地区において、天魄山森林自然教室は、地元漁業者も関わりながら実施しているが、今後、魚の森づくりへの移行については、地元の意向を十分確認・協議しながら検討していく。

これまでの事業を継続していくが、支援対象を未就学児へも広げ、自然体験活動の場を提供するなどの支援を行っていく。

また、木を身近に使っていくことを通じて、人と森や木とのかかわりを主体的に考えられる豊かな心

	<p>をはぐくむことを目的にし、活動する機会の提供を行っていく。</p> <p>先人たちが長年にわたり築き上げてきた貴重な遺産である海岸砂防林を守り、次の世代に引き継ぐため、行政機関だけでなく、地域住民、学校、民間団体、森林ボランティアが協働で保全活動を進めていく。</p> <p>「広葉樹の森再生プロジェクト」については、地域住民や地元小学校児童等のボランティアによる森づくり、散策道の維持管理を実施する。</p> <p>また、当地域が「つるおか森の散歩道 20 選」のひとつであり、散策道利用者の利便性を高めるため、簡易的なバイオトイレの施設整備を行い、将来継続可能な里山林の利活用を図る。</p> <p>「JTの森鶴岡」森づくり協定が平成26年3月末で期間満了となることから、整備した森林や活動の継続について関係者と協議をする必要がある。</p> <p>「サラリーマン林太郎」として、チェーンソーの技術講習会や伐倒、造材に関する技術講習や原木きのこ、山菜等の特用林産物の栽培講習会等を年2回程度開催する。</p>
<p>⑤</p>	<p>(主な取り組み)</p> <p>農林水産資源を活用した新たな産業の展開や都市と農山漁村との交流を推進するため、地域リーダーとなる人材の育成と情報発信に努めます。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>平成24年度から地域間連携事業により、鼠ヶ関地域協議会「蓬莱塾」が主催して地域リーダーの育成を図る講習会を開催し、由良地域協議会「ゆらまちつく戦略会議」も参加して両地域のリーダー育成の取組みを実施している。</p> <p>また、由良地域協議会「ゆらまちつく戦略会議」では漁村体験メニューを盛り込んだパンフレットを作成して、仙台圏を中心に旅行会社へ配布して修学旅行などの集客を進めている。</p> <p>さらに、両協議会ではホームページを通じて地域の魅力を発信して、交流人口の増加を進めている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>今後も、両地域への取組みに対して支援を進める。</p>
<p>⑥</p>	<p>(主な取組み)</p> <p>漁村地域に水産加工品の製造や水産物直売など新たな雇用の場を創出し、地域経済の活性化を図るとともに産業の振興による地域づくりを進めます。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>行財政改革の観点から譲渡を予定している遊漁センター(フィッシングセンター)を活用して、譲渡先として想定している由良自治会で水産物直売等を展開することで、地区の活性化が図られるよう検討を進めている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>平成27年度の譲渡に向けて、由良地区での検討を進めるとともに、市は譲渡に必要な諸手続きを進めていく。</p>

(主な取組み)

森林文化都市の実現に向けて、森林の資源を活用した活動の拠点となるフィールドを整備します。

(上記に対する評価)

⑦

森林文化都市構想の自然体験による学習活動の拠点として、鶴岡市自然学習交流館「ほとりあ」を整備し、平成24年4月にオープンした。また、「つるおか森の散歩道」として森歩きを楽しむフィールドを整備した。

(今後の方向性)

市民が気軽に森林の魅力を体験できる機会の提供と活動の拠点となるフィールドづくりと、活動拠点同士をつなぐネットワークや情報提供の充実に努める。

【4 主な課題】

大規模経営体への農地の集積が進行することによって、農家数が減少している。従来、末端水路等は農業者による共同活動で維持管理されてきたが、農業者の減少により共同活動の継続が困難となってきた。

小規模の集落では、過疎化・高齢化が進み、活動の中心となるべき世代がいなかったり、居たとしても様々な役職などが集中して、身動きできないために、中山産間直接支払い事業や農地水環境保全対策事業に取り組めない事例もある。

こうした集落については、事務ヘルパー的な役割を持ちながら地域づくりに取り組んでくれる若者の流入などを促進する方法も検討すべきである。

森林文化都市の実現には、市民と森林との触れ合いを一つひとつ積み上げていくことが必要であることから、山形大学農学部先生方を中心に組織している森林文化都市研究会をはじめとする、関係機関の連携を今後も図っていく必要がある。その上で、森林空間でのレクリエーション、森林・林業体験、森林作業実践現場見学などの活動が可能となる場の整備や、子どもたちの森林体験・交流の場としての拠点施設の整備を図る必要がある。

章	4	節	4	農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大
細節	(2)	交流人口の拡大による地域の活性化		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>多くの観光客が、「見る」観光から体験型、着地型の観光を求め、グリーン・ツーリズムが注目されてきている。一方、農業・農村を取り巻く環境は、農産物価格の低迷、農業従事者の高齢化、担い手不足など厳しい状況にあり、地域活力の増進が課題となっている。</p> <p>このようなことから、都市部住民や観光客のニーズに対応するとともに、農村地域の活性化を図る方策の一つとして、グリーン・ツーリズムを推進する必要がある。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>本市は、広大で豊かな森林・水田・畑・樹園地及び砂丘地などの農地や日本海、温泉、農山漁村の文化と伝統、四季折々の「安全・安心・おいしい」農林水産物や豊かな郷土食・伝統食など豊富な地域資源を有している。またこの情報が様々なメディアに取り上げられるようになっており、鶴岡に対する注目度は高まっている。</p> <p>平成 20 年度に全市一本に統一した「鶴岡市グリーン・ツーリズム推進協議会」を立ち上げ、本市の有する豊富で優れた地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムの構築と推進を目指してきた。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>農山漁村が有する優れた地域資源を掘り起こしてデータベース化し、情報の発信や鶴岡らしい特徴あるグリーン・ブルーツーリズム、また、これらを統合したルーラルツーリズムとして「鶴岡ツーリズム」の開発を進めます。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>① グリーン・ツーリズムの取組みへの普及啓発活動、体験メニューの新規開発、各体験イベントの情報収集と情報発信を進めてきて、新たなメニューや新規に取り組む方が増えてきている。</p> <p>ブルーツーリズムでは、漁村体験メニューを盛り込んだパンフレットを作成して、仙台圏を中心に旅行会社へ配布し、修学旅行などの集客を進めている。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>地元住民主体での受入体制の整備を促進する。ネットワーク会議や研修等を開催し、グリーン・ツーリズムの実践者のネットワークづくりの促進を図ることで全市的な体制作りを進める。</p> <p>旅行者に対して市内の関係情報を季節ごとに集約し情報発信を行う。</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>友好都市や親交のある首都圏の地区との交流の促進など、都市と農山漁村との交流を通じて本市の農林水産業への「応援団づくり」を進め、農林水産物の販路の拡大を促進します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>② 地域ごとに都市部の小学校等との交流を続けて農産物の販売に繋げている事例や、庄内出身者との繋がりから首都圏で地域特産物の販売に繋げている例もある。また、昨年江戸川区の小学校 5 校をウインタースクールとして受入するなど、交流が継続、拡大している。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>都市農村交流による農産物の販売は、全市的な取り組みにすることで、より一層効果が期待される面もあることから、各庁舎で実施している首都圏イベントについて、これまでの交流の経過等は尊重しつつも、全市的に取り組めるところから統一した扱いにできないか、実態把握を含めて見直し作業を進める。</p>				

	<p>(主な取組み)</p> <p>森林や木を活用したイベント情報、森林浴や森林散策などに関する情報の集積と発信、旬の魚介を活用したイベントの開催や水産物直売施設の整備、漁業体験や水族館、海洋研究施設での研修や農山村集落の生活体験などを組み合わせた体験プログラムを拡充し、森林や山村、漁村の持つ魅力を高め、交流人口の拡大を図ります。</p>
③	<p>(上記に対する評価)</p> <p>市内の小学生を対象に、漁業体験や磯生物観察、稚魚放流など、海や魚、漁業と触れ合える漁村体験学習を実施することにより、海と漁村への理解を深めてもらい、漁業者をはじめとする地域住民との交流の推進を進めている。</p> <p>また、「つるおか森の散歩道20選」を選定しマップ作成やホームページでの情報提供を行っているほか、一般参加が可能な「魚の森づくり」や「広葉樹の森づくり」、企業の森などのイベントについては開催時に広報を行っている。</p> <p>このなかで、熊野長峰コースについては、「広葉樹の森づくり」と組み合わせて整備を行っている。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>小学生漁村体験は、夏休みに実施していることから毎年定員を超える申し込みがある。今後も、継続して事業を進めていく。</p> <p>本市には体験学習の機能を持つ「山形県金峰少年自然の家」、魚類の孵化、増殖、育成を行う「山形県栽培漁業センター」、世界一のクラゲの展示数を誇る「加茂水族館」があり、更に手軽に海釣りが楽しめる「海洋つり堀」もあることから、各々をネットワーク構築することにより、児童生徒の海の体験学習の場としての活用ができる。今後、ネットワーク構築のため関係機関と検討を進めていく。</p> <p>海岸林から高山林まで幅広い植生を有することから、それぞれの特色を学び、触れ、体感するプログラムとボランティアガイドの育成などを検討する。</p>
④	<p>(主な取組み)</p> <p>子供たちの農林水産業や農山漁村の体験の受入体制を確立するとともに、中学生や高校生の農業体験修学旅行の受入体制を拡充します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>鶴岡市体験型観光推進協議会と連携し、農林水産に関わる分野について農業体験修学旅行とセカンドスクールの受け入れや、国の「子ども農山漁村交流プロジェクト」事業を活用し、首都圏への誘致活動を行い本市でのセカンドスクール等の実施につなげている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>年々農家民泊の受け皿確保が困難になってきており、宿泊については宿泊施設を活用するなど、受入側に過度な負担が生じない仕組みを検討する。</p>

(主な取組み)

⑤ 田舎暮らしを求める都市住民のニーズに応えるため、短期滞在型、長期滞在型、定住型などの交流居住を進めます。

(上記に対する評価)

短期滞在型の農家民宿を行う取組み(7件)も出てきているが、まだ件数的には少ない。

(今後の方向性)

民間レベルの取組みを支援していく。定住型については他課と連携しながら今後の方向性を検討していく。

【4 主な課題】

さまざまな取組みが生まれてきているが、なかなか自立した取組みにまで至っていない。

観光客が体験型活動に参加を検討するための情報発信が不足している。

修学旅行の受入については、年々農家民泊の受け皿確保が困難になってきており、無理なくできる受入体制づくりが課題である。

課室等名 農政課、農山漁村振興課

章	4	節	5	新たな技術・流通等に関する研究開発の推進
細節	(1)	新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進（農商工観連携）		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>地域産業活性化の起爆剤として農商工観連携や6次産業化の取組みが近年注目を集めており、国においても事業認定による支援や、県においては農林水産業創意工夫プロジェクト事業など、6次産業化を中心とする先駆的な取組みに対しての支援が強化されている。</p> <p>また、農林漁業成長産業化支援機構法(ファンド法)の成立により、官民共同出資の農林漁業成長産業化ファンドも創設され、この活用を図るため、農林漁業者と2次・3次の事業者(パートナー企業)の連携促進が一層求められている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>本市においても、地元農産物を活用した各種製品開発が取り組まれているものの、素材先行型の開発が多く、消費動向を十分把握した売れる商品づくり(マーケティング)のレベルには至っていない。</p> <p>特に、各事業者においては自らの素材やアイデアのみに固執し、事業としてのレベルを高める知識やスキルが十分でないことが指摘されている。</p> <p>高等教育機関との連携については、他産地との差別化と高付加価値化を図るため、慶應先端研や山大農学部がJAと連携し、生産条件による農産物の食味比較試験等を継続的に実施している。</p> <p>また、6次産業化の取組みを支援する事業として平成21年度に創設された創意工夫プロジェクト事業については、平成24年度までの4年間で25件の取組みがあり、産出額で約5,700万円が新たに生み出されている。比較的小規模な6次産業等を支援する本市単独事業の先導的農業組織等育成事業では、平成17年度から平成24年度まで37件の取組みがあり、そのうち約7割が6次産業化の取組みとなっている。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>地元の試験研究機関や食品企業などとの連携、協力体制の拡充を図るとともに、おいしさ(嗜好性)や機能性に着目した付加価値の高い食品を開発します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>だだちゃ豆の高品質生産に資するため、生産条件による食味比較やうま味成分の解析を慶應先端研に分析依頼したが、年次的な差異もあることから、継続して分析することとしている。</p> <p>① また、生産者と地元製造業者との連携の可能性について聞き取り調査を行い、実現の可能性について調査しているところである。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>6次産業化の分野であるが、農商工観の連携も含め効果的な手法を研究しつつ、従来どおりの協力体制と調査を継続する。</p>				

	<p>(主な取組み)</p> <p>生産調整の対象品目として飼料用米の栽培実証試験を行い、適合性、収益性を検証し、実用化につなげます。</p>
②	<p>(上記に対する評価)</p> <p>平成 22 年から高額な交付金が設定されたことに伴い、全国各地で栽培がおこなわれ実用化されている。しかし、外国産飼料との競合、保管・流通経費、実需先との結び付きなど様々な要因により作付けが増減するものと考えられる。また、国の交付金の多少により取り組みが左右される。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>次年度に国の対策が見直されることから、安定的に継続した支援が行われるかを見極め、他の作物振興との調整を図る。栽培実証試験等の段階を終了しているため、主な施策から削除する。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>重要な土地利用型作物である大豆の生産拡大を図るため、本市に適した収穫時期の早い高品質多収量の品種の開発を進めます。</p>
③	<p>(上記に対する評価)</p> <p>県では新品種「里のほほえみ」の作付を奨励し、作付面積の拡大を図っている。本市でも「里のほほえみ」の作付面積が拡大しているものの、「里のほほえみ」は晩生種のため大豆の収穫時期はこれまでと変わらない状況にある。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>大豆の品質向上や収量増加を図るため、本市に適した高品質多収量の品種の開発を関係機関へ要望していく。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>地元産スギ材の利用拡大のため、木材の強度特性や材質特性を明らかにするとともに、構造材や内装材への新たな活用などを検討します。</p>
④	<p>(上記に対する評価)</p> <p>人工乾燥施設の導入によって材質の均質化が図られたことにより、弾性測定等の結果、構造材としての強度を十分に有することが確認されている。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>地元産の乾燥材が、集成材と比較しても強度的に問題が無いことを工務店等にPRを行い、地域材の利活用促進を図ってゆく。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>里山を利用したきのこ類、山菜類など特用林産の人工栽培や促成栽培等の栽培技術の開発を進めます。</p>
⑤	<p>(上記に対する評価)</p> <p>庄内総合支庁と庄内林業研究会が連携して、林床を活用した山菜栽培などの技術開発に取り組んでいる。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>利用間伐の促進により林床環境が良くなることから、間伐や作業道の整備とともに条件が整う林分での取組みを促進する。</p>

<p>(主な取組み)</p> <p>値段の安い魚を使った新たな水産加工品の開発など、これまで市場ルートに乗らなかった魚介の活用を進めます。</p>
<p>(上記に対する評価)</p> <p>平成 24 年度より水産庁「産地水産業強化支援事業」を活用して「鶴岡市庄内浜うめえ魚産地協議会」が策定した、「産地水産業強化計画」に基づき事業を展開している。この計画は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 ヶ年で低価格・未利用魚等を使った新たな水産加工品開発や学校給食など給食サービス機関への食材開発を進めている。</p>
<p>(今後の方向性)</p> <p>平成 26 年度までの事業期間となっているが、それ以降も市の水産加工業を振興を図る上で、継続した事業を進める。</p>
<p>(主な取組み)</p> <p>首都圏などの中央卸売市場への活魚出荷など、新たな流通販売ルートの開拓を進めます。</p>
<p>(上記に対する評価)</p> <p>長引く魚価の低迷の中で、漁業関係者は少しでも高い値段取り引きされるための方策を検討してきた。この中で、トラフグなど高級魚を活魚の状態で築地市場への出荷を行なったところ、品質が良いことが評価され高値で取り引きされた。</p> <p>以後、ズワイガニなども出荷するようになってきたが、平成22年度に創意工夫プロジェクト事業により海水冷却装置を導入してから、北陸地方のズワイガニ漁解禁より約1月早い漁の解禁という優位性もあり、中央市場では高い評価で値段も高く取引された。また、この評価が地場市場にも反映され、ズワイガニの生産高が大きく伸びたことから、仲買業者から海水冷却装置の導入により、鮮度等品質については高評価を得ていることから、景気が上向くことで魚価へ反映されれば、産出額の増大が期待されている。</p> <p>さらに、トラフグも活魚として出荷され始めている。</p>
<p>(今後の方向性)</p> <p>今後も、県漁協・漁業者と連携を図りながら流通ルートの開拓を進める。</p>
<p>【4 主な課題】</p> <p>農業者と食品製造業者のマッチングを進めるにあたっては、納入単価のせめぎあいがあり、ともにメリットのある関係の構築が難しく、連携を阻む結果につながるが多くなっている。</p> <p>また、6次産業化のなかでも特に出口部分への対応が難しく、なかでも首都圏への流通については、輸送コストの問題を解決することがとても重要であり、そのための対策が必須となっている。</p> <p>地元産スギ材の利用拡大に関しては、建築業者のニーズがプレカット材へシフトしており、地域材の製材所よりも県外のプレカット工場への発注が多くなっていることから、建て主への地域材利用の働きかけが必要となっている。</p> <p>原木きのこや山菜は、天候が生産量や価格に大きく影響することから、成果の検証が困難である。</p>

農業に関する統計データ

1. 土地利用の状況(平成23年度固定資産概要調書)

(単位:ha)

項目	合計	田	畑	耕地計	山林	宅地	原野	雑種地	その他
面積	131,151	16,265	3,526	19,791	80,127	3,160	3,549	15,175	9,349
%	100	12	3	15	61	2.4	2.7	11.6	7.1

2. 地域に占める農家・農業人口

	総人口 (A)	総世帯数 (B)	販売 農家数 (C)	※農家 世帯員数 (D)	農業 就業人口 (E)	農家 世帯率 (C)/(B)	農家 世帯員 (D)/(A)	農業 就業率 (E)/(A)	(参考)高齢化率	
									総人口	農家 世帯員
鶴岡市	136,627	45,496	4,538	21,959	7,864	10.0%	16.1%	5.8%	26.5%	27.9%
鶴岡※	95,206	34,110	1,635	8,057	3,239	4.8%	8.5%	3.4%	25.0%	27.2%
藤島	11,069	2,969	717	3,498	1,292	24.1%	31.6%	11.7%	27.9%	27.9%
羽黒	9,059	2,330	793	3,812	1,430	34.0%	42.1%	15.8%	28.3%	27.5%
櫛引※	7,797	1,987	646	3,073	919	32.5%	39.4%	11.8%	28.7%	28.5%
朝日	4,795	1,262	426	1,997	601	33.8%	41.6%	12.5%	31.3%	29.3%
温海	8,701	2,838	321	1,411	383	11.3%	16.2%	4.4%	32.9%	30.2%

資料:国勢調査(H22)、農林業センサス(H22)

※鶴岡市推計値を含む。農家世帯員数の合計は一致しない。

3. 販売農家における農業就業人口の推移と1戸あたり農業就業人口(地域ごと)

	販売農家 数 (戸)	農業就業人口(人)			1戸あたり農業就業人口(人)			
		計	男子	女子	計	男子	女子	
平成7年	鶴岡市	6,801	10,139	4,968	5,171	1.5	0.7	0.8
	鶴岡地域	2,419	4,045	1,977	2,068	1.7	0.8	0.9
	藤島地域	1,133	1,799	949	850	1.6	0.8	0.8
	羽黒地域	1,092	1,651	858	793	1.5	0.8	0.7
	櫛引地域	867	1,305	628	677	1.5	0.7	0.8
	朝日地域	674	689	285	404	1.0	0.4	0.6
	温海地域	616	650	271	379	1.1	0.4	0.6
平成12年	鶴岡市	6,138	10,075	4,878	5,197	1.6	0.8	0.8
	鶴岡地域	2,187	4,062	1,923	2,139	1.9	0.9	1.0
	藤島地域	1,014	1,697	879	818	1.7	0.9	0.8
	羽黒地域	981	1,615	823	792	1.6	0.8	0.8
	櫛引地域	799	1,302	610	692	1.6	0.8	0.9
	朝日地域	604	752	345	407	1.2	0.6	0.7
	温海地域	553	647	298	349	1.2	0.5	0.6
平成17年	鶴岡市	5,444	9,716	4,856	4,860	1.8	0.9	0.9
	鶴岡地域	1,993	3,913	1,904	2,009	2.0	1.0	1.0
	藤島地域	892	1,630	875	755	1.8	1.0	0.8
	羽黒地域	902	1,535	787	748	1.7	0.9	0.8
	櫛引地域	729	1,361	674	687	1.9	0.9	0.9
	朝日地域	532	740	358	382	1.4	0.7	0.7
	温海地域	396	537	258	279	1.4	0.7	0.7
平成22年	鶴岡市	4,538	7,864	4,167	3,697	1.7	0.9	0.8
	※鶴岡地域	1,635	3,239	1,632	1,607	2.0	1.0	1.0
	藤島地域	717	1,292	727	565	1.8	1.0	0.8
	羽黒地域	793	1,430	747	683	1.8	0.9	0.9
	※櫛引地域	646	919	541	378	1.4	0.8	0.6
	朝日地域	426	601	304	297	1.4	0.7	0.7
	温海地域	321	383	216	167	1.2	0.7	0.5

資料:農林業センサス(※鶴岡市推計値を含む)

4. 専兼別農家数

(1) 総農家数

(単位:戸)

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H22/S60	H22/H12
全 国	4,376,013	3,834,732	3,437,569	3,120,215	2,009,380	1,679,084	△ 61.6	△ 46.2
県	92,776	83,999	75,090	67,572	50,162	40,831	△ 56.0	△ 39.6
庄 内	23,250	20,928	18,295	16,117	12,899	9,255	△ 60.2	△ 42.6
鶴岡市計	9,483	8,609	7,614	6,944	5,576	4,717	△ 50.3	△ 32.1
鶴岡地域	3,321	3,050	2,626	2,396	2,030	1,696	△ 48.9	△ 29.2
藤島地域	1,575	1,395	1,205	1,081	915	744	△ 52.8	△ 31.2
羽黒地域	1,457	1,319	1,167	1,073	921	817	△ 43.9	△ 23.9
櫛引地域	1,145	1,055	994	933	758	679	△ 40.7	△ 27.2
朝日地域	894	803	764	701	539	444	△ 50.3	△ 36.7
温海地域	1,091	987	858	760	413	337	△ 69.1	△ 55.7

※H17以降は「農業経営体数」である。

(2) 専業農家数

(単位:戸)

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H22/S60	H22/H12
全 国	626,143	591,551	549,555		443,158	451,427	△ 27.9	
県	6,804	6,663	6,078	5,428	6,409	6,924	1.8	27.6
庄 内	1,600	1,605	1,293	1,139	1,378	1,201	△ 24.9	5.4
鶴岡市計	547	547	461	406	463	577	5.5	42.1
鶴岡地域	255	263	240	197	214	243	△ 4.7	23.4
藤島地域	124	98	68	56	69	70	△ 43.5	25.0
羽黒地域	73	93	51	54	67	96	31.5	77.8
櫛引地域	48	43	36	31	44	70	45.8	125.8
朝日地域	16	13	18	16	30	49	206.3	206.3
温海地域	31	37	48	52	39	49	58.1	△ 5.8

※H17以降は販売農家数

(3) 第1種兼業農家数

(単位:戸)

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H22/S60	H22/H12
全 国	775,308	531,072	513,312		308,319	224,610	△ 71.0	
県	30,344	21,151	19,064	13,442	12,547	8,942	△ 70.5	△ 33.5
庄 内	8,838	6,754	5,608	3,907	3,824	2,412	△ 72.7	△ 38.3
鶴岡市計	3,559	2,723	2,384	1,689	1,658	1,187	△ 66.6	△ 29.7
鶴岡地域	1,390	1,070	899	726	712	519	△ 62.7	△ 28.5
藤島地域	769	645	532	365	350	254	△ 67.0	△ 30.4
羽黒地域	687	537	479	306	279	189	△ 72.5	△ 38.2
櫛引地域	478	358	326	211	231	144	△ 69.9	△ 31.8
朝日地域	146	36	76	52	46	44	△ 69.9	△ 15.4
温海地域	89	77	72	29	40	37	△ 58.4	27.6

※H17以降は販売農家数

(4) 第2種兼業農家数

(単位:戸)

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H22/S60	H22/H12
全 国	2,974,562	2,712,109	2,374,702		1,211,947	955,169	△ 67.9	
県	55,628	56,185	49,948	37,774	30,057	23,246	△ 58.2	△ 38.5
庄 内	12,812	12,569	11,394	9,333	7,389	5,114	△ 60.1	△ 45.2
鶴岡市計	5,377	5,339	4,769	4,640	3,323	2,774	△ 48.4	△ 40.2
鶴岡地域	1,676	1,717	1,487	1,264	1,067	885	△ 47.2	△ 30.0
藤島地域	682	652	605	660	473	393	△ 42.4	△ 40.5
羽黒地域	697	689	637	713	556	508	△ 27.1	△ 28.8
櫛引地域	619	654	632	691	454	420	△ 32.1	△ 39.2
朝日地域	732	754	670	633	456	333	△ 54.5	△ 47.4
温海地域	971	873	738	679	317	235	△ 75.8	△ 65.4

※H17以降は販売農家数

5. 新規就農者の動向

(地域別)

(単位 人)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H13~H24
鶴岡地域	12	10	11	4	11	1	8	4	14	11	3	11	100
藤島地域	6	4	2	6	3	1	3	0	1	1	6	4	37
羽黒地域	0	5	4	1	0	1	2	4	3	5	4	3	32
楡引地域	3	4	1	2	3	3	1	7	1	0	2	1	28
朝日地域	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	2	2	10
温海地域	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	5
合計	23	25	21	14	18	6	14	15	19	18	17	22	212

(経歴別)

(単位 人)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H13~H24
新規学卒者	9	6	7	5	8	3	7	1	2	6	3	8	54
農業高校					2	0	0	0	1	0	1	0	4
その他高校	4			1	1	0	0	0	0	1	0	1	8
県農大	1	4	5	2		3	2	1	1	1	1	6	27
4年制大学	3	1	1		1	0	1	0	0	1	0	1	9
その他	1	1	1	2	4	0	4	0	0	3	1	0	17
Uターン	12	18	14	9	10	2	3	14	14	7	8	11	122
新規参入者	2	1				1	4	0	3	5	6	3	25
合計	23	25	21	14	18	6	14	15	19	18	17	22	173

資料 山形県「新規就農者動向調査」

6. 認定農業者の認定状況

(1)平成22年度末

区分	鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	楡引地域	朝日地域	温海地域	合計
年度認定数	251	77	102	30	1	1	462
新規	15	6	1	2	1	0	25
再認定	236	71	101	28	0	1	437
認定総数	774	349	280	198	52	22	1,675

(2)平成23年度末

区分	鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	楡引地域	朝日地域	温海地域	合計
年度認定数	196	87	56	59	24	6	428
新規	25	9	1	6	0	1	42
再認定	171	78	55	53	24	5	386
認定総数	769	335	274	178	48	22	1,626

(3)平成24年度末

区分	鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	楡引地域	朝日地域	温海地域	合計
年度認定数	102	45	26	37	12	8	230
新規	21	12	8	8	3	0	52
再認定	81	33	18	29	9	8	178
認定総数	764	329	270	177	50	22	1,612

(4)担い手の経営耕地面積

H23. 3末現在 単位:ha

区分	鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	楡引地域	朝日地域	温海地域	合計
認定農業者経営面積	4,824	2,930	2,310	1,312	624	170	12,170
一経営体平均面積	6.3	8.6	8.4	7.3	11.6	7.7	7.4

(認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体の計)

7. 集落営農の組織化

H23. 3末現在

	特定農業法人			特定農業団体			農作業受託組織			合計		
	数	構成農家数	対象面積	数	構成農家数	対象面積	数	構成農家数	対象面積	数	構成農家数	対象面積
鶴岡地域	1	13	42.7	0	0	0	12	318	911.5	13	331	954.2
藤島地域	1	7	26.8	4	62	195.6	0	0	0	5	69	222.4
羽黒地域	1	12	38.6	0	0	0	0	0	0	1	12	38.6
櫛引地域	0		0	2	27	60.6	0	0	0	2	27	60.6
朝日地域	0	0	0	6	86	141.6	0	0	0	6	86	141.6
温海地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	32	108.1	12	175	397.8	12	318	911.5	27	525	1,417.4

8. 農業生産法人の状況

H25. 3末現在

	農業生産法人		経営面積(ha)		認定農業者	
	全体	株式会社等	全体	株式会社等	全体	株式会社等
鶴岡地域	20	14	448.9	243.9	18	12
藤島地域	17	10	329.4	119.2	14	8
羽黒地域	7	5	134.6	63.1	6	4
櫛引地域	5	3	119.5	81.3	4	3
朝日地域	1	1	0.6	0.6	0	0
温海地域	0	0	0.0	0.0	0	0
計	50	33	1033.0	508.1	42	27

9. 農地の移動状況

(1)平成17年度

区分	鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	櫛引地域	朝日地域	温海地域	合計
農地法3条	129.3ha	74.1ha	55.6ha	49.7ha	16.4ha	6.3ha	331.4ha
農用地利用集積計画	112.2ha	73.3ha	91.4ha	31.6ha	30.9ha	16.0ha	355.4ha
合計	241.5ha	147.4ha	147.0ha	81.3ha	47.3ha	22.3ha	686.8ha

(2)平成24年度

区分	鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	櫛引地域	朝日地域	温海地域	合計
農地法3条	138.8ha	100.4ha	100.9ha	47.9ha	35.7ha	9.1ha	432.7ha
農用地利用集積計画	339.3ha	240.7ha	187.0ha	104.8ha	60.3ha	30.9ha	963.1ha
合計	478.1ha	341.1ha	287.9ha	152.7ha	96.0ha	40.0ha	1,395.8ha

10. 基幹的農業従事者数(男女)

(1)平成17年

	男女計									
	合計	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～74歳	75歳～	
全 国	2,240,672	1,306	35,981	73,176	181,416	382,189	279,934	800,625	450,581	
県	57,672	24	878	1,523	5,108	12,402	7,489	21,420	8,828	
鶴岡市計	6,496	3	119	213	696	1,602	876	2,218	769	
鶴岡地域	2,830	0	69	117	364	685	351	896	348	
藤島地域	1,064	1	20	16	107	288	140	384	108	
羽黒地域	1,034	2	11	39	102	281	148	345	106	
榺引地域	882	0	8	30	90	221	122	320	91	
朝日地域	394	0	5	3	20	88	60	149	69	
温海地域	292	0	6	8	13	39	55	124	47	
全 国	100.0	0.1	1.6	3.3	8.1	17.1	12.5	35.7	20.1	
県	100.0	0.0	1.5	2.6	8.9	21.5	13.0	37.1	15.3	
鶴岡市計	100.0	0.0	1.8	3.3	10.7	24.7	13.5	34.1	11.8	
鶴岡地域	100.0	0.0	2.4	4.1	12.9	24.2	12.4	31.7	12.3	
藤島地域	100.0	0.1	1.9	1.5	10.1	27.1	13.2	36.1	10.2	
羽黒地域	100.0	0.2	1.1	3.8	9.9	27.2	14.3	33.4	10.3	
榺引地域	100.0	0.0	0.9	3.4	10.2	25.1	13.8	36.3	10.3	
朝日地域	100.0	0.0	1.3	0.8	5.1	22.3	15.2	37.8	17.5	
温海地域	100.0	0.0	2.1	2.7	4.5	13.4	18.8	42.5	16.1	

(2)平成22年

	男女計									
	合計	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～74歳	75歳～	
全国	2,051,437	851	30,628	64,563	120,771	309,687	271,460	664,077	589,400	
県	52,015	16	833	1,491	2,853	9,988	7,688	16,612	12,534	
鶴岡市計	6,155	1	92	209	377	1,350	940	1,892	1,294	
鶴岡地域	2,551	1	57	112	199	592	357	736	497	
藤島地域	979	0	17	30	51	237	161	290	193	
羽黒地域	1,023	0	7	23	61	231	164	319	218	
榺引地域	828	0	8	30	43	171	138	253	185	
朝日地域	450	0	0	6	13	65	77	156	133	
温海地域	294	0	2	6	9	46	41	129	61	
都府県	100.0	0.0	1.5	3.1	5.9	15.1	13.2	32.4	28.7	
県	100.0	0.0	1.6	2.9	5.5	19.2	14.8	31.9	24.1	
鶴岡市計	100.0	0.0	1.5	3.4	6.1	21.9	15.3	30.7	21.0	
鶴岡地域	100.0	0.0	2.2	4.4	7.8	23.2	14.0	28.9	19.5	
藤島地域	100.0	0.0	1.7	3.1	5.2	24.2	16.4	29.6	19.7	
羽黒地域	100.0	0.0	0.7	2.2	6.0	22.6	16.0	31.2	21.3	
榺引地域	100.0	0.0	1.0	3.6	5.2	20.7	16.7	30.6	22.3	
朝日地域	100.0	0.0	0.0	1.3	2.9	14.4	17.1	34.7	29.6	
温海地域	100.0	0.0	0.7	2.0	3.1	15.6	13.9	43.9	20.7	

※鶴岡市推計を含む。鶴岡市計とは一致しない。

(3) (2)－(1)

	男女計									
	合計	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～74歳	75歳～	
全 国	-189,235	-455	-5,353	-8,613	-60,645	-72,502	-8,474	-136,548	138,819	
県	-5,657	-8	-45	-32	-2,255	-2,414	199	-4,808	3,706	
鶴岡市計	-341	-2	-27	-4	-319	-252	64	-326	525	
鶴岡地域	-279	1	-12	-5	-165	-93	6	-160	149	
藤島地域	-85	-1	-3	14	-56	-51	21	-94	85	
羽黒地域	-11	-2	-4	-16	-41	-50	16	-26	112	
榺引地域	-54	0	0	0	-47	-50	16	-67	94	
朝日地域	56	0	-5	3	-7	-23	17	7	64	
温海地域	2	0	-4	-2	-4	7	-14	5	14	
全 国		-0.0	-0.1	-0.1	-2.2	-2.0	0.7	-3.4	8.6	
県		-0.0	0.1	0.2	-3.4	-2.3	1.8	-5.2	8.8	
鶴岡市計		-0.0	-0.3	0.1	-4.6	-2.7	1.8	-3.4	9.2	
鶴岡地域		0.0	-0.2	0.3	-5.1	-1.0	1.6	-2.8	7.2	
藤島地域		-0.1	-0.1	1.6	-4.8	-2.9	3.3	-6.5	9.6	
羽黒地域		-0.2	-0.4	-1.5	-3.9	-4.6	1.7	-2.2	11.1	
榺引地域		0.0	0.1	0.2	-5.0	-4.4	2.8	-5.7	12.0	
朝日地域		0.0	-1.3	0.6	-2.2	-7.9	1.9	-3.2	12.0	
温海地域		0.0	-1.4	-0.7	-1.4	2.3	-4.9	1.4	4.7	

11. 耕作放棄地のある農家数と耕作放棄地面積(H22)

(単位:戸、ha)

	計		販売農家		自給的農家		土地持ち非農家	
	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積
全 国	1,359,563	395,581	415,127	124,119	338,034	90,021	606,402	181,841
県	23,978	7,443	8,936	2,902	4,897	1,526	10,145	3,015
鶴岡市計	1,884	620	865	226	292	82	927	312
鶴岡地域	542	153	216	64	78	14	248	83
藤島地域	177	45	77	21	16	3	84	18
羽黒地域	286	96	117	44	34	12	135	40
榺引地域	143	66	38	22	25	9	80	36
朝日地域	172	66	70	19	30	13	72	33
温海地域	561	184	146	53	107	29	308	102
全 国	100	100	30.5	31.4	24.9	22.8	44.6	46.0
県	100	100	37.3	39.0	20.4	20.5	42.3	40.5
鶴岡市計	100	100	45.9	36.5	15.5	13.2	49.2	50.3
鶴岡地域	100	100	39.9	41.8	14.4	9.2	45.8	54.2
藤島地域	100	100	43.5	46.7	9.0	6.7	47.5	40.0
羽黒地域	100	100	40.9	45.8	11.9	12.5	47.2	41.7
榺引地域	100	100	26.6	33.3	17.5	13.6	55.9	54.5
朝日地域	100	100	40.7	28.8	17.4	19.7	41.9	50.0
温海地域	100	100	26.0	28.8	19.1	15.8	54.9	55.4

12. 農地の移動状況

(1) 平成23年度

区 分	鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	櫛引地域	朝日地域	温海地域	合計
農地法3条	199.2ha	121.9ha	63.7ha	66.9ha	44.0ha	10.9ha	506.5ha
農用地利用集積計画	267.8ha	245.9ha	159.9ha	109.1ha	65.3ha	16.0ha	864.0ha
合 計	467.0ha	367.8ha	223.6ha	176.0ha	109.3ha	26.9ha	1,370.6ha

(1) 平成24年度

区 分	鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	櫛引地域	朝日地域	温海地域	合計
農地法3条	138.7ha	100.3ha	100.8ha	47.9ha	35.7ha	9.0ha	432.7ha
農用地利用集積計画	339.2ha	240.7ha	186.9ha	104.7ha	60.2ha	30.8ha	963.0ha
合 計	478.1ha	341.1ha	287.9ha	152.7ha	96.0ha	40.0ha	1,395.8ha

13. 農作物の生産

(1) 作付面積・収穫量(H17)

(単位: ha、kg、t)

	水 稻			大 豆			そば		
	作付面積	10a収穫量	収穫量	作付面積	10a収穫量	収穫量	作付面積	10a収穫量	収穫量
全 国	1,702,000	532	9,062,000	134,000	168	225,000	44,700		
県	71,700	599	429,500	6,270	139	8,720	3,200	53	1,700
庄 内	28,300	602	170,400	3,830	116	4,440	428	36	154
鶴岡市計	11,800	587	69,500	1,040	120	1,240	233	33	78

(H22)

	水 稻			大 豆			そば		
	作付面積	10a収穫量	収穫量	作付面積	10a収穫量	収穫量	作付面積	10a収穫量	収穫量
全 国	1,625,454	522	8,476,843	137,502	162	222,309	46,792	62	29,059
県	68,210	595	406,100	6,582	120	7,900	4,105	47	1,929
庄 内	26,920	591	159,170	3,954	115	4,534	558	22	122
鶴岡市計	11,200	573	64,200	1,210	121	1,460	323	21	69

(H24)

	水 稻			大 豆			そば		
	作付面積	10a収穫量	収穫量	作付面積	10a収穫量	収穫量	作付面積	10a収穫量	収穫量
全 国	1,579,501	539	8,519,099	130,896	180	235,678	59,763	73	43,780
県	66,850	604	403,440	5,639	153	8,653	4,853	48	2,350
庄 内	26,540	605	160,600	3,277	152	4,993	904	39	355
鶴岡市計	11000	589	64800	1040	150	1560	486	43	208

(H24-H17)

	水 稻			大 豆			そば		
	作付面積	10a収穫量	収穫量	作付面積	10a収穫量	収穫量	作付面積	結果樹面積	収穫量
全 国	-122,499	7	-542,901	-3,104	12	10,678	15,063	73	43,780
県	-4,850	5	-26,060	-631	14	-67	1,653	-5	650
庄 内	-1,760	3	-9,800	-553	36	553	476	3	201
鶴岡市計	-800	2	-4,700	0	30	320	253	10	130

14. 農業産出額と生産農業所得

(1) 平成12年

(単位:1千万円、ただし国、県は億単位) (単位:千円)

	合計金額	耕 種							畜 産					加工農産物	生産農業所得	農家一戸当たり生産農業所	
		計	米	麦・雑穀・豆類	野菜	果実	花き	その他	計	肉用牛	乳牛	豚	鶏				その他畜産
全 国	925,740	663,270	232,530	24,290	211,950	81,200	44,660	68,640	255,550	47,250	77,930	49,210	74,470	6,690	6,730	35,780	1,147
県	23,720	20,440	10,560	270	3,590	4,960	590	470	3,260	890	960	1,030	340	40	20	880	1,301
庄 内	7,167	6,055	4,182	142	1,225	243	201	62	1,137	205	89	654	188	1	0	2,452	1,521
鶴岡市	2,955	2,606	1,723	34	563	157	90	39	352	68	15	179	85	5	0		
全 国	100	71.6	25.1	2.6	22.9	8.8	4.8	7.4	27.6	5.1	8.4	5.3	8.0	0.7	0.7		
県	100	86.2	44.5	1.1	15.1	20.9	2.5	2.0	13.7	3.8	4.0	4.3	1.4	0.2	0.1		
庄 内	100	84.5	58.4	2.0	17.1	3.4	2.8	0.9	15.9	2.9	1.2	9.1	2.6	0.0	0.0		
鶴岡市	100	88.2	58.3	1.2	19.1	5.3	3.0	1.3	11.9	2.3	0.5	6.1	2.9	0.2	0.0		

(2) 平成17年

(単位:1千万円、ただし国、県は億単位) (単位:千円)

	合計金額	耕 種							畜 産					加工農産物	生産農業所得	農家一戸当たり生産農業所	
		計	米	麦・雑穀・豆類	野菜	果実	花き	その他	計	肉用牛	乳牛	豚	鶏				その他畜産
全 国	880,670	603,770	202,340	24,330	202,180	72,360	40,540	62,020	270,230	54,280	77,470	54,940	77,520	6,020	6,660	32,632	1,146
県	21,250	18,020	9,510	200	3,040	4,240	670	360	3,180	890	970	970	330	20	40	854	1,383
庄 内	6,407	5,405	3,809	66	1,111	183	194	42	976	148	62	581	182	3	26	2,481	1,691
鶴岡市	2,650	2,362	1,588	22	530	123	76	23	287	59	10	156	60	2	0	1,069	1,663
全 国	100	68.6	23.0	2.8	23.0	8.2	4.6	7.0	30.7	6.2	8.8	6.2	8.8	0.7	0.8		
県	100	84.8	44.8	0.9	14.3	20.0	3.2	1.7	15.0	4.2	4.6	4.6	1.6	0.1	0.2		
庄 内	100	84.4	59.5	1.0	17.3	2.9	3.0	0.7	15.2	2.3	1.0	9.1	2.8	0.0	0.4		
鶴岡市	100	89.1	59.9	0.8	20.0	4.6	2.9	0.9	10.8	2.2	0.4	5.9	2.3	0.1	0.0		

(3) 平成22年

(単位:1千万円、ただし国、県は億単位) (単位:千円)

	合計金額	耕 種							畜 産					加工農産物	生産農業所得	農家一戸当たり生産農業所	
		計	米	麦・雑穀・豆類	野菜	果実	花き	その他	計	肉用牛	乳牛	豚	鶏				その他畜産
全 国	819,880	555,130	157,220	12,230	224,850	74,970	35,120	50,740	264,750	50,770	77,330	53,520	77,950	5,180	5,620		
県	21,520	16,450	6,970	170	3,600	4,900	570	240	3,350	950	890	1,170	320	20	50		
庄 内																	
鶴岡市	2,217	1,922	1,110		495	146	69	102	295	38		165	55	37			
全 国	100	63.0	17.9	1.4	25.5	8.5	4.0	5.8	30.1	5.8	8.8	6.1	8.9	0.6	0.6		
県	100	77.4	32.8	0.8	16.9	23.1	2.7	1.1	15.8	4.5	4.2	5.5	1.5	0.1	0.2		
庄 内																	
鶴岡市	100	72.5	41.9		18.7	5.5	2.6		11.1	1.4		6.2	2.1	1.4			

※ ただし、平成22年は鶴岡市推計

(4) (3)-(1)

	合計金額	耕 種							畜 産					加工農産物	生産農業所得	農家一戸当たり生産農業所	
		計	米	麦・雑穀・豆類	野菜	果実	花き	その他	計	肉用牛	乳牛	豚	鶏				その他畜産
全 国	-105,860	-108,140	-75,310	-12,060	12,900	-6,230	-9,540	-17,900	9,200	3,520	-600	4,310	3,480	-1,510	-1,110	-35,780	-1,147
県	-2,200	-3,990	-3,590	-100	10	-60	-20	-230	90	60	-70	140	-20	-20	30	-880	-1,301
庄 内																-2,452	-1,521
鶴岡市	-738	-684	-613		-68	-11	-21		-57	-30		-14	-30	32			

(5) (3)-(2)

	合計金額	耕 種							畜 産					加工農産物	生産農業所得	農家一戸当たり生産農業所	
		計	米	麦・雑穀・豆類	野菜	果実	花き	その他	計	肉用牛	乳牛	豚	鶏				その他畜産
全 国	-60,790	-48,640	-45,120	-12,100	22,670	2,610	-5,420	-11,280	-5,480	-3,510	-140	-1,420	430	-840	-1,040		
県	270	-1,570	-2,540	-30	560	660	-100	-120	170	60	-80	200	-10	0	10		
庄 内																	
鶴岡市	-433	-440	-478		-35	23	-7		8	-21		9	-5	35			

15. 家畜頭数・戸数

農家数

	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー
H2	60	410	158	63	15
H7	36	273	92	57	12
H12	17	142	54	23	12
H17	12	98	45	20	6
H22※	13	79	31	9	5

※H22は推定

飼育頭数

	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー
H2	525	5,178	37,389	184,400	246,300
H7	435	4,078	31,719	228,200	329,200
H12	163	2,832	28,567	168,600	153,000
H17	101	1,799	26,803	69,900	0
H22	176	1,921	18,661	60,071	337,000

飼育頭数の推移

	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー
H2	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H7	0.83	0.79	0.85	1.24	1.34
H12	0.31	0.55	0.76	0.91	0.62
H17	0.19	0.35	0.72	0.38	0.00
H22	0.34	0.37	0.50	0.33	1.37

16. 県内食品製造企業における主要加工原料仕入状況

(単位:t、%)

	原料仕入総量	県内産仕入総量		県外産仕入総量		国外産仕入総量	
		数量	割合	数量	割合	数量	割合
果物	13,569	7,694	56.6	4,301	31.7	1,588	11.7
豆類	5,557	1,053	18.9	1,087	19.6	3,417	61.5
米	8,794	6,534	74.3	1,394	15.9	866	9.8
小麦	13,279	387	2.9	1,274	10	11,618	88
そば	2,122	578	27.2	612	28.9	932	43.9
野菜	30,636	5,136	16.8	12,931	42.2	12,568	41
山菜	2,183	119	5.5	26	1.2	2,037	93.3
きのこ	841	223	26.5	0	0	618	74
肉類	149	23	15.5	111	74.6	15	10
卵	64	31	48.9	8	12.3	25	38.8
その他	11,183	207	1.9	422	3.8	10,553	94.4

